

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後	備考
（許可申請の添付図書） 第3条 法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第4項若しくは第5項<u>若しくは第55条第3項</u>、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項<u>若しくは第59条の2第1項</u> の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、<u>それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる</u>図書を添えて、知事に提出しなければならない。 （1）次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合 <u>別表第1の1の表の1の項に規定する図書</u> （2）<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第67条の6の規定により読み替えて適用する法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第5項（第4号に係る部分に限る。）、第55条第3項又は第58条第2項の規定による許可を受けようとする場合 別表第1の1の表の1の2の項に規定する図書</u> 2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項（第3号を除く。）、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第4項各号のいずれか、第59	（許可申請の添付図書） 第3条 法第52条第14項（第3号に係る部分に限る。）、第53条第4項若しくは第5項、<u>第55条第3項、第57条の4第1項ただし書</u>、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項、<u>第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号若しくは第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号</u>の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、<u>それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する</u>図書を添えて、知事に提出しなければならない。 <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項（第3号を除く。）、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第4項各号のいずれか、第59	

条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書（法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

- 3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書

を添え

て、知事に提出しなければならない。

(1) 次号に規定する許可以外の許可を受けようとする場合

条第1項第3号若しくは第4項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書（法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

- 3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係る当該規定による許可の申請にあつては、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。

（削る）

<u>別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）</u> <u>(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第17条第2項の規定により読み替えて適用する法第48条第1項から第13項まで（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定のただし書の規定による許可を受けようとする場合</u> <u>別表第1の1の表の2の2の項に規定する図書(当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書)</u> 4 前項に規定する許可が法第48条第15項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第16項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本2通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。 5 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。 <u>6 法第57条の4第1項ただし書、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書又は第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u> <u>7 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規</u>	<u>(削る)</u> 4 前項に規定する許可が法第48条第15項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第16項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本2通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。 5 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>	
---	---	--

<u>定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の5の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u> <u>8 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の6の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u> <u>9 法第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の7の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</u> <u>10 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の8の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u> <u>11 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規</u>	<u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>6 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</u> <u>7 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規</u>	
---	---	--

定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)の規定(法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(認定申請書及び添付図書)

第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第 2 項に規定する承諾書及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(1) 次号に規定する認定以外の認定を受けようとする場合 別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 43 条第 2 項の規定による認定を受けようとする場合 別表第 1 の 2 の表の 1 の 2 の項に規定する図書

3 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副

定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。)の規定(法第 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

8 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(認定申請書及び添付図書)

第 3 条の 2 令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第 2 号様式による申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第 2 項に規定する承諾書及び別表第 1 の 2 の表の 1 の項に規定する 図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

3 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定により認定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書の正本及び副

本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項

又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

6 法第68条第5項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

7 法第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5又は第68条の5の6の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

8 法第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及

本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5、第68条の5の6又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

6 法第68条第5項又は第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

7 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及

び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

10 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

11 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の5の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

12 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の6の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

13 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

14 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

8 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

9 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

10 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

11 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
	(4) 2面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	(5) 2面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
<u>1</u> <u>の</u> <u>2</u>	(1) <u>1の表の1の項に規定する図書</u>	<u>当該図書に係る1の項に規定する明示事項</u>
	(2) <u>区域図</u>	<u>縮尺及び方位</u>

別表第1（第3条—第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
	(4) 2面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	(5) 2面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
<u>(</u> <u>削</u> <u>る</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

		建築物再生可能エネルギー利用促進 区域の境界線		)			
		敷地の位置					
2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項		
	(2) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途		(2) 用途別概要図 (縮尺3,000分の1以上)	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途		
<u>2</u> <u>の</u>	<u>(1) 2の項に規定する図書</u>	当該図書に係る2の項に規定する明示事項	<u>(</u> <u>削</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		
<u>2</u>	<u>(2) 区域図</u>	縮尺及び方位	<u>る</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		
		空家等活用促進区域の境界線	<u>)</u>				
		敷地の位置					
3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項		
	(2) 日影図	縮尺及び方位		(2) 日影図	縮尺及び方位		
		敷地境界線			敷地境界線		
		用途地域等の境界線			用途地域等の境界線		
		日影時間の異なる区域の境界線			日影時間の異なる区域の境界線		
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅			敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅		
		敷地内における建築物の位置			敷地内における建築物の位置		
		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ			平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		
		法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）			法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）		

		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状	
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間	
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線			建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線	
		土地の高低			土地の高低	
	(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式		(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式	
	(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式		(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	
4	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	(	(削る)	(削る)	
	(2) 区域図	縮尺及び方位	削る	(削る)	(削る)	
		特例容積率適用地区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の境界線	)			
		特例敷地又は敷地の位置				
5	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	(	(削る)	(削る)	
	(2) 区域図	縮尺及び方位	削る	(削る)	(削る)	
		特定防災街区整備地区の区域の境界線	)			

		防災都市計画施設の位置					
		敷地の位置					
6	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	(	(削る)	(削る)		
	(2) 区域図	縮尺及び方位	削	(削る)	(削る)		
		景観地区の区域の境界線	る				
		敷地の位置	)				
7	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項	(	(削る)	(削る)		
	(2) 区域図	縮尺及び方位	削	(削る)	(削る)		
		地区計画及び地区整備計画並びに再開発等促進区画の区域の境界線又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画並びに沿道再開発等促進区画の区域の境界線	る				
		敷地の位置	)				
8	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	4	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
	(2) 配置図	縮尺及び方位		(2) 配置図	縮尺及び方位		
		敷地の境界線			敷地の境界線		
		敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）			敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ロ又はハに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）		
	(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法		(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法		
	(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法		(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法		

	(5) 用途別概要図 (縮尺3,000分の 1以上)	敷地境界線から200メートル以内に ある建築物及び工作物の用途		(5) 用途別概要図 (縮尺3,000分の 1以上)	敷地境界線から200メートル以内に ある建築物及び工作物の用途	
2 認定申請の添付図書			2 認定申請の添付図書			
	図書の種類	明示する事項		図書の種類	明示する事項	
1	1の表の1の項に規 定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定 する明示事項	1	1の表の1の項に規 定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定 する明示事項	
<u>1</u> の	<u>(1) 1の表の1の項</u>	<u>当該図書に係る1の表の1の項に規定</u>	<u>(削</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>2</u>	<u>に規定する図書</u>	<u>する明示事項</u>	<u>る)</u>			
	<u>(2) 区域図</u>	<u>縮尺及び方位</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
		<u>空家等活用促進区域の境界線</u>				
		<u>敷地の位置</u>				
2	(1) 1の表の1の項 に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定 する明示事項	2	(1) 1の表の1の項 に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定 する明示事項	
	<u>(2) 区域図</u>	<u>縮尺及び方位</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
		<u>地区計画及び地区整備計画の区域の境 界線並びに敷地の位置</u>				
	<u>(3) 建築限界を表示 する断面図</u>	縮尺、地区計画で定められた建築限界 を表示する縦断面図及び横断面図		<u>(2) 建築限界を表示 する断面図</u>	縮尺、地区計画で定められた建築限界 を表示する縦断面図及び横断面図	
<u>3</u>	<u>1の表の6の項に規 定する図書</u>	<u>当該図書に係る1の表の6の項に規定 する明示事項</u>	<u>(削</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
			<u>る)</u>			
<u>4</u>	<u>1の表の7の項に規 定する図書</u>	<u>当該図書に係る1の表の7の項に規定 する明示事項</u>	<u>(削</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
			<u>る)</u>			
<u>5</u>	(1) 1の表の1の項	当該図書に係る1の表の1の項に規定	<u>3</u>	(1) 1の表の1の項	当該図書に係る1の表の1の項に規定	

		に規定する図書	する明示事項			に規定する図書	する明示事項	
		(2) 崖又は擁壁の断面図	縮尺			(2) 崖又は擁壁の断面図	縮尺	
			崖の上端又は下端から建築物までの水平距離				崖の上端又は下端から建築物までの水平距離	
			崖の高さ、勾配及び土質				崖の高さ、勾配及び土質	
			切土又は盛土をする前の地盤面				切土又は盛土をする前の地盤面	
			崖面の保護方法				崖面の保護方法	
			擁壁の寸法及び勾配				擁壁の寸法及び勾配	
			裏込コンクリートの寸法				裏込コンクリートの寸法	
			透水層の位置及び寸法				透水層の位置及び寸法	
			擁壁を設置する前後の地盤面				擁壁を設置する前後の地盤面	
			基礎地盤の土質				基礎地盤の土質	
			基礎ぐいの位置、材料及び寸法				基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
			水抜き穴の位置及び寸法				水抜き穴の位置及び寸法	
	<u>6</u>	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項		<u>4</u>	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項	
		(2) 現況図	縮尺及び方位			(2) 現況図	縮尺及び方位	
			敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途				敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途	
			敷地周囲の通路及び空地の配置				敷地周囲の通路及び空地の配置	
			隣地の土地利用				隣地の土地利用	

3 指定申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
<u>1</u> 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
<u>2 区域図</u>	<u>縮尺及び方位</u>
	<u>特例容積率適用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区の境界線</u>
	<u>特例敷地又は敷地の位置</u>

3 指定申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
<u>1</u> 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

別表第2（第6条関係）

区分	手数料 の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 (1) (2) _____ に掲げる場合以外の場合 ア 建築物（イに掲げる部分を除く。）に係るもの (ア) 建築物を建築する場合 (イ) に掲げる場合及び移転する場合を除く。） a 当該建築に係る部分の床面	建築物 確認申 請手数 料	

別表第2（第6条関係）

区分	手数料 の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 (1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる場合以外の場合 ア 建築物（イに掲げる部分を除く。）に係るもの (ア) 建築物を建築する場合 (イ) に掲げる場合及び移転する場合を除く。） a 当該建築に係る部分の床面	建築物 確認申 請手数 料	

積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの	(a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合	1件につき 9,180円	積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの	(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき 9,840円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	18,360円	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円
<u>(新設)</u>			<u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	1件につき	17,000円
b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方			b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方		

メートルを超え、100平方メートル以内のもの			メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
(a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>31,620円</u>	(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>32,830円</u>
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>57,120円</u>	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>60,330円</u>
<u>(新設)</u>			<u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>54,120円</u>
c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
(a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>38,760円</u>	(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>41,440円</u>
(b) 法第20条第1項第1号	1件につき	<u>66,300円</u>	(b) 法第20条第1項第1号	1件につき	<u>69,650円</u>

から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合			から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合		
<u>(新設)</u>			<u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規 定する基準への適合性審査 を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>62,600円</u>
<u>(新設)</u>			<u>d 当該建築に係る部分の床面 積（既存の建築物を増築して 当該増築する部分と一の建築 物となる場合にあつては、当 該増築する部分の床面積に既 存の建築物の床面積の2分の 1を加えた床面積）が200平 方メートルを超え、300平方 メートル以内のもの</u>		
			<u>(a) (b)及び(c)に掲げる場 合以外の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>68,950円</u>
			<u>(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>94,090円</u>
			<u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規</u>	<u>1件につき</u>	<u>84,420円</u>

<u>d</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が<u>200</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (a) (b)に掲げる場合以外の^緑場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>e</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 1件につき 1件につき	<u>61,200円</u> <u>88,740円</u> <u>157,080円</u>	<u>定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>e</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が<u>300</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (a) (b)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>f</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき 1件につき 1件につき	<u>68,950円</u> <u>94,090円</u> <u>166,540円</u>
--	--	--	---	--	--

方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>f</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>g</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>h</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当	1件につき <u>214,200円</u> 1件につき <u>377,400円</u> 1件につき <u>508,980円</u>	方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>g</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>h</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>i</u> 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当	1件につき <u>227,430円</u> 1件につき <u>405,930円</u> 1件につき <u>541,350円</u>	
--	--	--	--	--

該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		
<u>i</u> 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき <u>676,260円</u>	<u>j</u> 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき <u>722,320円</u>	
<u>i</u> 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの (イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築す	1件につき <u>1,103,640円</u>	<u>k</u> 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの (イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築す	1件につき <u>1,162,740円</u>	

る場合（移転する場合を除く。）			る場合（移転する場合を除く。）		
a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートル以内のもの			a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートル以内のもの		
(a) (b) _____に掲げる場合以外の場合	1件につき	9,180円	(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき	9,840円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	18,360円	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	19,680円
<u>(新設)</u>			<u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	1件につき	17,000円
b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		

(a) (b) _____ に掲げる場 合以外の場合	1件につき <u>31,620円</u>	(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場 合以外の場合	1件につき <u>32,830円</u>
(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき <u>57,120円</u>	(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき <u>60,330円</u>
<u>(新設)</u>		<u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規 定する基準への適合性審査 を必要とする場合</u>	1件につき <u>54,120円</u>
c 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1（床面積 の増加する部分にあつては、 当該増加する部分の床面積） が、100平方メートルを超 え、200平方メートル以内の もの		c 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1（床面積 の増加する部分にあつては、 当該増加する部分の床面積） が、100平方メートルを超 え、200平方メートル以内の もの	
(a) (b) _____ に掲げる場 合以外の場合	1件につき <u>38,760円</u>	(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場 合以外の場合	1件につき <u>41,440円</u>
(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき <u>66,300円</u>	(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき <u>69,650円</u>
<u>(新設)</u>		<u>(c) 木造の建築物に係る法</u>	1件につき <u>62,600円</u>

<u>(新設)</u> <u>d</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）		<u>第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u> <u>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</u> <u>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</u>	<u>1件につき</u> <u>68,950円</u> <u>1件につき</u> <u>94,090円</u> <u>1件につき</u> <u>84,420円</u>	
--	--	---	---	--

が、<u>200</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			が、<u>300</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>61,200円</u>	(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>68,950円</u>
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
<u>e</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>157,080円</u>	<u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>166,540円</u>
<u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>214,200円</u>	<u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>227,430円</u>
<u>g</u> 当該計画の変更に係る部分	1件につき	<u>377,400円</u>	<u>h</u> 当該計画の変更に係る部分	1件につき	<u>405,930円</u>

の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		
<u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき <u>508,980円</u>	<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき <u>541,350円</u>	
<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき <u>676,260円</u>	<u>j</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき <u>722,320円</u>	
<u>j</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）	1件につき <u>1,103,640円</u>	<u>k</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）	1件につき <u>1,162,740円</u>	

が、5万平方メートルを超えるもの (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内のもの (a) (b) <u> </u>に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> b 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	が、5万平方メートルを超えるもの (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内のもの (a) (b) <u>及び(c)</u>に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> b 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u> 1件につき <u>17,000円</u>	
---	--	---	--	--

え、100平方メートル以内のもの (a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	1件につき <u>31,620円</u> 1件につき <u>57,120円</u>	え、100平方メートル以内のもの (a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	1件につき <u>32,830円</u> 1件につき <u>60,330円</u> 1件につき <u>54,120円</u>	
c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	1件につき <u>38,760円</u> 1件につき <u>66,300円</u>	c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(c) 木造の建築物に係る法</u>	1件につき <u>41,440円</u> 1件につき <u>69,650円</u> 1件につき <u>62,600円</u>	

(新設)				第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		
				d 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
				(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円
				(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円
				(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	84,420円
d 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				e 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の	1件につき	61,200円		(a) (b)に掲げる場合以外の	1件につき	68,950円

場合			場合		
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
<u>e</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>157,080円</u>	<u>f</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>166,540円</u>
<u>f</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>214,200円</u>	<u>g</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>227,430円</u>
<u>g</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>377,400円</u>	<u>h</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>405,930円</u>
<u>h</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内	1件につき	<u>508,980円</u>	<u>i</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内	1件につき	<u>541,350円</u>

のもの <u>i</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>j</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの (エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートル以内のもの (a) (b) _____ に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき <u>676,260円</u> 1件につき <u>1,103,640円</u> 1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	のもの <u>j</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>k</u> 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの (エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートル以内のもの (a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき <u>722,320円</u> 1件につき <u>1,162,740円</u> 1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u>	
---	--	--	--	--

<u>(新設)</u>				<u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規 定する基準への適合性審査 を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>17,000円</u>
b 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、30平方 メートルを超え、100平方 メートル以内のもの				b 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、30平方 メートルを超え、100平方 メートル以内のもの		
(a) (b) <u> </u> に掲げる場 合以外の場合	1件につき	<u>31,620円</u>		(a) (b) <u>及び(c)</u> に掲げる場 合以外の場合	1件につき	<u>32,830円</u>
(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき	<u>57,120円</u>		(b) 法第20条第1項第1号 から第3号までに規定する 基準への適合性審査を必要 とする場合	1件につき	<u>60,330円</u>
<u>(新設)</u>				<u>(c) 木造の建築物に係る法 第20条第1項第4号イに規 定する基準への適合性審査 を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>54,120円</u>
c 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、100 平方メートルを超え、200平 方メートル以内のもの				c 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、100 平方メートルを超え、200平 方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の 場合	1件につき	38,760円		(a) (b)に掲げる場合以外の 場合	1件につき	<u>41,440円</u>

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	66,300円	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	69,650円
<u>(新設)</u>			<u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>62,600円</u>
<u>(新設)</u>			<u>d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u>		
			<u>(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>68,950円</u>
			<u>(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>94,090円</u>
			<u>(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>84,420円</u>
<u>d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200</u>			<u>e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、300</u>		

平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>61,200円</u>	(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>68,950円</u>
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
<u>e</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>157,080円</u>	<u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>166,540円</u>
<u>f</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>214,200円</u>	<u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>227,430円</u>
<u>g</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>377,400円</u>	<u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>405,930円</u>
<u>h</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>508,980円</u>	<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>541,350円</u>

<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、1万 平方メートルを超え、5万平 方メートル以内のもの	1件につき <u>676,260円</u>	<u>i</u> 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、1万 平方メートルを超え、5万平 方メートル以内のもの	1件につき <u>722,320円</u>
<u>j</u> 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、5万 平方メートルを超えるもの イ 建築設備に係るもの (ア) 建築設備を設置する場合 ((イ) に掲げる場合を除 く。) (イ) 確認を受けた建築設備の 計画を変更して建築設備を設置 する場合	1件につき <u>1,103,640円</u> 1件につき <u>23,460円</u> 1件につき <u>16,320円</u>	<u>k</u> 当該計画の変更に係る部分 の床面積の2分の1が、5万 平方メートルを超えるもの イ 建築設備に係るもの (ア) 建築設備を設置する場合 ((イ) に掲げる場合を除 く。) (イ) 確認を受けた建築設備の 計画を変更して建築設備を設置 する場合	1件につき <u>1,162,740円</u> 1件につき <u>24,630円</u> 1件につき <u>17,130円</u>
<u>(新設)</u>		<u>(2) 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成28年経済 産業省・国土交通省令第1号。以 下この項及び3の項において「基 準省令」という。）第1条第1項 第2号イ（2）及びロ（2）に規定す る基準への適合性審査を必要とす る場合</u> <u>ア 一戸建ての住宅（1棟の建築 物からなる1戸の住宅（基準省</u>	<u>1件につき左欄の (1)に定める額と次の</u>

			<u>令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。)をいう。以下この項において同じ。)の場合</u>	<u>区分に応じ、それぞれに定める額とを加えた額</u> <u>(1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 20,800円</u> <u>(2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超えるもの 21,840円</u> <u>1件につき左欄の</u> <u>(1)に定める額と次の区分に応じ、それぞれに定める額とを加えた額</u> <u>(1) 当該建築物の床面積が300平方メートル以内のもの 38,490円</u> <u>(2) 当該建築物の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内</u>
			<u>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合</u>	

					<u>のもの 66,580円</u> <u>(3) 当該建築物の床</u> <u>面積が2,000平方メ</u> <u>ートルを超え、5,0</u> <u>00平方メートル以</u> <u>内のもの 119,640</u> <u>円</u> <u>(4) 当該建築物の床</u> <u>面積が5,000平方メ</u> <u>ートルを超え、1</u> <u>万平方メートル以</u> <u>内のもの 181,020</u> <u>円</u> <u>(5) 当該建築物の床</u> <u>面積が1万平方メ</u> <u>ートルを超え、2</u> <u>万5,000平方メート</u> <u>ル以内のもの 32</u> <u>1,480円</u> <u>(6) 当該建築物の床</u> <u>面積が2万5,000平</u> <u>方メートルを超</u> <u>え、5万平方メー</u> <u>トル以内のもの 5</u>
--	--	--	--	--	---

<u>(2)</u> 法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）	1件につき<u>左欄の1の(1)</u>に定める額 に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力	<u>(3)</u> 法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）	<u>47,250円</u> <u>(7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの 963,410円</u> 1件につき<u>左欄の(1)</u>に定める額（<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあっては、左欄の(2)に定める額</u>）と法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力	
---	--	---	--	--

	を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u> を合計した額を加えた額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>19,440円</u> (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該建築物の床	
	を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額と</u> を合計した額を加えた額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>25,410円</u> (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該建築物の床	

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。)	面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> <u>円</u> (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u> <u>円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> <u>円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>552,120円</u> 1件につき<u>左欄の1の(1)</u>に定める額	イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 (移転する場合を除く。)	面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> <u>円</u> (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u> <u>円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> <u>円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>579,720円</u> 1件につき<u>左欄の(1)</u>に定める額 <u>(基準省令第1条第1項</u>	
--	--	--	---	--

					第2号イ(2)及びロ
					(2)に規定する基準へ
					の適合性審査を必要
					とする場合にあつて
					は左欄の(2)に定める
					額)と法第6条の3
					第1項ただし書の規
					定により建築主事等
					の審査を行う1の建
					築物(2以上の部分
					がエキスパンション
					ジョイントその他の
					相互に応力を伝えな
					い構造方法のみで接
					している建築物の当
					該建築物の部分、
					それぞれ別の建築物
					とみなす。)ごとに
					次の区分に応じ、そ
					れぞれに定める金額
					を合計した額を加
					えた額
					(1) 当該計画の変更
					に係る建築物の床

	面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの <u>19,440円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内の			面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの <u>25,410円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内の	
--	--	--	--	--	--

	もの <u>142,800円</u> (3) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面 積)が500平方メー トルを超え、1,000 平方メートル以内 のもの <u>166,050円</u> (4) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分		もの <u>149,940円</u> (3) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面 積)が500平方メー トルを超え、1,000 平方メートル以内 のもの <u>174,350円</u> (4) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分	
--	--	--	--	--

	の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410</u> <u>円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330</u> <u>円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1		の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880</u> <u>円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640</u> <u>円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1	
--	--	--	--	--

	(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590</u> <u>四</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるも		(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610</u> <u>四</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるも	
--	--	--	--	--

ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）	の <u>552,120円</u> 1 件につき<u>左欄の1</u> <u>の(1)</u>に定める額<u>に</u>法 第6条の3第1項た だし書の規定により 建築主事等の審査を 行う1の建築物（2 以上の部分がエキス パンションジョイン トその他の相互に応 力を伝えない構造方 法のみで接している 建築物の当該建築物 の部分は、それぞれ 別の建築物とみな す。）ごとに次の区 分に応じ、それぞれ に定める<u>金額</u>を合 計した額を加えた額 (1) 当該移転、修繕 又は模様替に係る 建築物の床面積の 2分の1が200平方 メートル以内のも	ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）	の <u>579,720円</u> 1 件につき<u>左欄の</u> <u>(1)</u>に定める額<u>と</u>法 第6条の3第1項た だし書の規定により 建築主事等の審査を 行う1の建築物（2 以上の部分がエキス パンションジョイン トその他の相互に応 力を伝えない構造方 法のみで接している 建築物の当該建築物 の部分は、それぞれ 別の建築物とみな す。）ごとに次の区 分に応じ、それぞれ に定める <u>額と</u>を合 計した額を加えた額 (1) 当該移転、修繕 又は模様替に係る 建築物の床面積の 2分の1が200平方 メートル以内のも	
--	---	--	--	--

	の <u>119,440円</u> (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>1</u>	
	の <u>125,410円</u> (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>1</u>	

	<u>89,410円</u> (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>26,330円</u> (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>00,590円</u> (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u> エ 確認を受けた建築物の計画の変 1件につき<u>左欄の1</u>		<u>98,880円</u> (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>37,640円</u> (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>15,610円</u> (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u> エ 確認を受けた建築物の計画の変 1件につき<u>左欄の</u>	
--	---	--	--	--

更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合	<u>の(1)</u>に定める額<u>に</u>法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める<u>金額</u>を合計した額を加えた額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>119,440</u> <u>円</u> (2) 当該計画の変更	更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合	<u>(1)</u>に定める額<u>と</u>法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額と</u>を合計した額を加えた額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>125,410</u> <u>円</u> (2) 当該計画の変更
---	---	---	---

	に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートル		に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートル	
--	--	--	--	--

		を超え、1 万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5 万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u>			を超え、1 万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5 万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u>	
2 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第	構造計算適合性判定 手数料	1 件につき法第6条の3第1項の規定に		2 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第	構造計算適合性判定 手数料	1 件につき法第6条の3第1項の規定に

3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	より構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u> を合計した額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>19,440円</u> (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該建築物の床	3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	より構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額</u> を合計した額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>25,410円</u> (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該建築物の床	
--	--	--	---	--

	面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メ		面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メ
--	--	--	--

イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	一トルを超えるものの <u>552,120円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>90,470円</u> (2) 当該建築物の床面積が200平方メー	イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	一トルを超えるものの <u>579,720円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める<u>額</u>を合計した額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>94,990円</u> (2) 当該建築物の床面積が200平方メー	
--	---	--	--	--

	トルを超え、500平方メートル以内のもの <u>102,100円</u> (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>113,830円</u> (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>125,460円</u> (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以	
	トルを超え、500平方メートル以内のもの <u>107,200円</u> (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>119,520円</u> (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>131,730円</u> (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500円</u> (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以	

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	内のもの <u>179,520円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>303,550円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u>	(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	内のもの <u>188,490円</u> (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるものの <u>318,720円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額</u>	
--	---	--	--	--

	を合計した額 (1) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面 積)が200平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>19,440円</u> (2) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面	
	を合計した額 (1) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面 積)が200平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>25,410円</u> (2) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面	

	積) が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する	
	積) が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する	

	部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410</u> <u>円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330</u> <u>円</u>		部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880</u> <u>円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640</u> <u>円</u>	
--	--	--	--	--

	(6) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面 積)が1万平方メ ートルを超え、5 万平方メートル以 内のもの <u>300,590</u> <u>円</u> (7) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分		(6) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分 の1を加えた床面 積)が1万平方メ ートルを超え、5 万平方メートル以 内のもの <u>315,610</u> <u>円</u> (7) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1 (床面積が増加す る場合にあつて は、当該増加する 部分の床面積に当 該増加する部分以 外の床面積の2分	
--	--	--	--	--

イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物の場合	の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるものの <u>552,120円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u> (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加す	イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物の場合	の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるものの <u>579,720円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額</u> (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加す	
--	---	--	--	--

	る場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの <u>90,470円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>102,100円</u> (3) 当該計画の変更		る場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートル以内のもの <u>94,990円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>107,200円</u> (3) 当該計画の変更	
--	---	--	---	--

	に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>113,830円</u> (4) 当該計画の変更 に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メ	
	に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>119,520円</u> (4) 当該計画の変更 に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メ	

	ートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>125,460</u> 円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390</u> 円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつて	
	ートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>131,730</u> 円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500</u> 円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつて	

(3) 建築物を移転し、又はその大規	は、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>179,520円</u> 田 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるものの <u>303,550円</u>	(3) 建築物を移転し、又はその大規	は、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>188,490円</u> 田 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるものの <u>318,720円</u>	
--------------------	--	--------------------	--	--

模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u> を合計した額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のも	模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額</u> を合計した額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のも	
---	--	---	---	--

	の <u>119,440円</u> (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>1</u>	
	の <u>125,410円</u> (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>1</u>	

	<u>89,410円</u> (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>26,330円</u> (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>00,590円</u> (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u>	
イ 法第20条第1項第2号イの国土	1件につき法第6条	
	<u>98,880円</u> (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>37,640円</u> (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>15,610円</u> (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u>	
イ 法第20条第1項第2号イの国土	1件につき法第6条	

交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める金額を合計した額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>90,470円</u> (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の	交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>94,990円</u> (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の	
---	---	---	--	--

	2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>102,100円</u> <u>円</u> (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>113,830円</u> (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>125,460円</u> (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の		2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>107,200円</u> <u>円</u> (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>119,520円</u> (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>131,730円</u> (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の	
--	--	--	--	--

	2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390円</u>		2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500円</u>	
	(6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>179,520円</u>		(6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>188,490円</u>	
	(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>303,550円</u>		(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>318,720円</u>	
(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合		(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合		
ア 法第20条第1項第2号イの国土	1件につき法第6条	ア 法第20条第1項第2号イの国土	1件につき法第6条	

交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2	交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める<u>額</u>を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2	
---	---	---	--	--

	00平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>42,800円</u> (3) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が5 00平方メートルを 超え、1,000平方メ ートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のも の <u>189,410円</u> (5) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が 2,000平方メートル を超え、1万平方 メートル以内のも		00平方メートルを 超え、500平方メー トル以内のもの <u>1</u> <u>49,940円</u> (3) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が5 00平方メートルを 超え、1,000平方メ ートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のも の <u>198,880円</u> (5) 当該計画の変更 に係る建築物の床 面積の2分の1が 2,000平方メートル を超え、1万平方 メートル以内のも	
--	---	--	---	--

イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	の <u>226,330円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの の <u>300,590円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>55</u> <u>2,120円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当	イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	の <u>237,640円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの の <u>315,610円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>57</u> <u>9,720円</u> 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当	
--	---	--	---	--

	該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>金額</u> を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>90,470 円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>102,100円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メ	
	該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める <u>額</u> を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの <u>94,990 円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>107,200円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メ	

	一ト以内のもの <u>113,830円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>125,460円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>142,390円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>179,520円</u> (7) 当該計画の変更		一ト以内のもの <u>119,520円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>131,730円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>149,500円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>188,490円</u> (7) 当該計画の変更
--	---	--	---

		に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>30</u> <u>3,550円</u>			更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの <u>3</u> <u>18,720円</u>
3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 (1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。） (ア) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの (イ) 当該建築、修繕又は模様	建築物 完了検査申請 手数料	1件につき <u>18,360</u> <u>円</u> （法第7条の3第1項の規定による中間検査（以下この項及び4の項において「中間検査」という。）を受けた場合にあつては、 <u>16,320</u> <u>円</u> ） 1件につき <u>37,740</u>	3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 (1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。） (ア) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの (イ) 当該建築、修繕又は模様	建築物 完了検査申請 手数料	1件につき <u>19,270</u> <u>円</u> （法第7条の3第1項の規定による中間検査（以下この項及び4の項において「中間検査」という。）を受けた場合にあつては、 <u>17,130</u> <u>円</u> ） 1件につき <u>39,620</u>

替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>36,720円</u>）	替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>38,550円</u>）	
(ウ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>42,840円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>41,820円</u>）	(ウ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき <u>44,980円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>43,910円</u>）	
(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平	1件につき <u>68,340円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>66,300円</u>）	(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平	1件につき <u>71,750円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>69,610円</u>）	

方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの (カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの (キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき <u>122,400 円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>120,360円</u>） 1 件につき <u>182,580 円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>172,380円</u>） 1 件につき <u>278,460 円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>268,260円</u>）	方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの (カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの (キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき <u>128,520 円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>126,370 円</u>） 1 件につき <u>191,700 円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>180,990円</u>） 1 件につき <u>292,380 円</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>281,670円</u>）	
---	---	---	--	--

は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		は、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		
(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>391,680</u>円(中間検査を受けた場合にあつては、<u>381,480円</u>)	(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>411,260</u>円(中間検査を受けた場合にあつては、<u>400,550円</u>)	
(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>487,560</u>円(中間検査を受けた場合にあつては、<u>477,360円</u>)	(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>511,930</u>円(中間検査を受けた場合にあつては、<u>501,220円</u>)	
(コ) 当該建築、修繕又は模様	1 件につき <u>910,860</u>	(コ) 当該建築、修繕又は模様	1 件につき <u>956,400</u>	

替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの イ _____ _____ _____ ____建築物省エネ法_____第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 <u>（新設）</u>	<u>四</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>900,660円</u>） <u>1件につき左欄のAに定める額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を加えた額</u> <u>（新設）</u>	替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合</u> <u>（ア） 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の場合</u>	<u>四</u>（中間検査を受けた場合にあつては、<u>945,690円</u>） <u>1件につき左欄のAに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額</u> <u>（1） 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートル以内のもの 8,320円</u>
--	---	--	--

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(イ) 共同住宅等（共同住宅、 長屋その他一戸建ての住宅 以外の住宅をいう。）の場 合</u>	<u>(2) 当該特定建築行 為に係る住宅部分 の床面積が200平方 メートルを超える もの 9,360円</u> <u>1件につき左欄のア に定める額と次の区 分に応じそれぞれに 定める額とを加えた 額</u> <u>(1) 当該特定建築行 為に係る住宅部分 の床面積が300平方 メートル以内のも の 16,640円</u> <u>(2) 当該特定建築行 為に係る住宅部分 の床面積が300平方 メートルを超え、 2,000㎡以内のもの 29,130円</u> <u>(3) 当該特定建築行 為に係る住宅部分 の床面積が2,000平</u>	
--------------------	--------------------	---	---	--

					<u>方メートルを超</u> <u>え、5,000㎡以内の</u> <u>もの 53,060円</u>
					<u>(4) 当該特定建築行</u> <u>為に係る住宅部分</u> <u>の床面積が5,000平</u> <u>方メートルを超</u> <u>え、10,000㎡以内</u> <u>のもの 81,150円</u>
					<u>(5) 当該特定建築行</u> <u>為に係る住宅部分</u> <u>の床面積が10,000</u> <u>平方メートルを超</u> <u>え、25,000㎡以内</u> <u>のもの 144,610円</u>
					<u>(6) 当該特定建築行</u> <u>為に係る住宅部分</u> <u>の床面積が25,000</u> <u>平方メートルを超</u> <u>え、50,000㎡以内</u> <u>のもの 245,530円</u>
					<u>(7) 当該特定建築行</u> <u>為に係る住宅部分</u> <u>の床面積が50,000</u>

<u>(新設)</u>		<u>(ウ) 非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。）の場合</u>	<u>平方メートルを超えるもの 432,800 円</u> <u>1件につき左欄のAに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額</u> <u>(1) 当該特定建築行為に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの 44,730 円（基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物（以下この項において「工場等建築</u>
--------------------	--	---	---

84/306

	いて「工場等建築物」という。)にあつては、<u>13,260円</u>) (2) 当該特定建築物に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>74,460円</u> (工場等建築物にあつては、<u>19,380円</u>) (3) 当該特定建築物に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>120,360円</u> (工場等建築物にあつては、<u>47,940円</u>) (4) 当該特定建築物に係る非住宅部		_____に あつては、<u>13,520円</u>) (3) 当該特定建築物に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>75,940円</u> (工場等建築物にあつては、<u>19,760円</u>) (4) 当該特定建築物に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>122,760円</u> (工場等建築物にあつては、<u>48,890円</u>) (5) 当該特定建築物に係る非住宅部
--	--	--	---

	分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>157,080円</u>（工場等建築物にあつては、<u>72,420円</u>） <u>(5)</u> 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの <u>188,700円</u>（工場等建築物にあつては、<u>90,780円</u>） <u>(6)</u> 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>221,340円</u>（工場等建築物にあつ	
	分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>160,220円</u>（工場等建築物にあつては、<u>74,900円</u>） <u>(6)</u> 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの <u>193,510円</u>（工場等建築物にあつては、<u>92,590円</u>） <u>(7)</u> 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>226,800円</u>（工場等建築物にあつ	

	ては、<u>112,200円</u>) <u>(7)</u> 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>286,620円</u> (工場等建築物にあつては、<u>156,060円</u>)		ては、<u>114,440円</u>) <u>(8)</u> 当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>293,390円</u> (工場等建築物にあつては、<u>160,220円</u>) <u>1件につき左欄の(イ)に定める額と同欄の(ウ)に定める額とを合計した額</u>	
<u>(新設)</u>		<u>(エ) 複合建築物の場合</u>		
(2) 建築設備に係るもの	1件につき <u>31,620円</u>	(2) 建築設備に係るもの	1件につき <u>33,200円</u>	
4 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 (1) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートル以内のもの (2) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (3) 中間検査を行う部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	建築物 中間検査申請 手数料 1件につき <u>16,320円</u> 1件につき <u>35,700円</u> 1件につき <u>39,780円</u>	4 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 (1) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートル以内のもの (2) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (3) 中間検査を行う部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	建築物 中間検査申請 手数料 1件につき <u>17,130円</u> 1件につき <u>37,480円</u> 1件につき <u>41,760円</u>	

(4) 中間検査を行う部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>57,120円</u>	(4) 中間検査を行う部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	<u>59,970円</u>
(5) 中間検査を行う部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>106,080円</u>	(5) 中間検査を行う部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>111,380円</u>
(6) 中間検査を行う部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>168,300円</u>	(6) 中間検査を行う部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>176,710円</u>
(7) 中間検査を行う部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>235,620円</u>	(7) 中間検査を行う部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>247,400円</u>
(8) 中間検査を行う部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>273,360円</u>	(8) 中間検査を行う部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>287,020円</u>
(9) 中間検査を行う部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>441,660円</u>	(9) 中間検査を行う部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>463,740円</u>
(10) 中間検査を行う部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>772,140円</u>	(10) 中間検査を行う部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	<u>810,740円</u>
5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査	国等建築物確認手数料		5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査	国等建築物確認手数料	
(1) (2) _____に掲げる場合以外の	料	1の項の(1)に定める	(1) (2) <u>及び(3)</u> に掲げる場合以外の	料	1の項の(1)に定める

場合 <u>(新設)</u> <u>(2)</u> 法第18条第5項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合		額 1の項の<u>(2)</u>に定める額	場合 <u>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ</u> <u>(2) 及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を行う場合</u> <u>(3)</u> 法第18条第5項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合		額 <u>1の項の(2)に定める額</u> 1の項の<u>(3)</u>に定める額
6 法第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手数料	2の項に定める額	6 法第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手数料	2の項に定める額
7 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 (1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの (2) 建築設備に係るもの	国等完了検査手数料	3の項の(1)に定める額 3の項の(2)に定める額	7 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 (1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの (2) 建築設備に係るもの	国等完了検査手数料	3の項の(1)に定める額 3の項の(2)に定める額
8 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査手数料	4の項に定める額	8 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査手数料	4の項に定める額

別表第3（第6条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらにおける建築の規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき <u>122,400円</u>
1の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき <u>51,000円</u>
1の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>
2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築の許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>

別表第3（第6条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらにおける建築の規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき <u>128,520円</u>
1の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1件につき <u>53,550円</u>
1の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築の許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>

る審査	る建築許可申請手数料		る審査	る建築許可申請手数料	
4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による	用途地域等における建築等許可申請手数料		7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による	用途地域等における建築等許可申請手数料	

る建築等の許可の申請に対する 審査			る建築等の許可の申請に対する 審査		
(1) (2) 及び (3) に掲げる場合 以外の場合		1件につき <u>183,600円</u>	(1) (2) 及び (3) に掲げる場合 以外の場合		1件につき <u>192,780円</u>
(2) 法第48条第16項第1号の 規定による特例許可を受けた 建築物の増築等をする場合		1件につき <u>122,400円</u>	(2) 法第48条第16項第1号の 規定による特例許可を受けた 建築物の増築等をする場合		1件につき <u>128,520円</u>
(3) 法第48条第16項第2号の 規定による日常生活に必要な 政令で定める建築物に、住居 の環境の悪化を防止するため の国土交通省令で定める措置 を講じる場合		1件につき <u>163,200円</u>	(3) 法第48条第16項第2号の 規定による日常生活に必要な 政令で定める建築物に、住居 の環境の悪化を防止するため の国土交通省令で定める措置 を講じる場合		1件につき <u>171,360円</u>
8 法第51条ただし書（法第87条 第2項若しくは第3項又は第88 条第2項において準用する場合 を含む。）の規定による特殊建 築物等の敷地の位置の許可の申 請に対する審査	特殊建築物等 敷地許可申請 手数料	1件につき <u>163,200円</u>	8 法第51条ただし書（法第87条 第2項若しくは第3項又は第88 条第2項において準用する場合 を含む。）の規定による特殊建 築物等の敷地の位置の許可の申 請に対する審査	特殊建築物等 敷地許可申請 手数料	1件につき <u>171,360円</u>
9 法第52条第6項第3号の規定 による容積率に関する認定の申 請に対する審査	容積率の認定 申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	9 法第52条第6項第3号の規定 による容積率に関する認定の申 請に対する審査	容積率の認定 申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
9の2 法第52条第10項、第11項 又は第14項の規定による容積率	容積率の特例 許可申請手数	1件につき <u>163,200円</u>	9の2 法第52条第10項、第11項 又は第14項の規定による容積率	容積率の特例 許可申請手数	1件につき <u>171,360円</u>

に関する特例の許可の申請に対する審査	料		に関する特例の許可の申請に対する審査	料	
9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>33,660円</u>	10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき <u>35,340円</u>
11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>

15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 (1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき <u>79,560円</u> 1件につき <u>79,560円</u> に2を超える敷地の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 (1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき <u>83,530円</u> 1件につき <u>83,530円</u> に2を超える敷地の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき <u>6,520円</u> に現に存する敷地の数に <u>12,240円</u> を乗じて得た額を加算した額	15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき <u>6,840円</u> に現に存する敷地の数に <u>12,850円</u> を乗じて得た額を加算した額

		た額			た額
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
16 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	16 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
18 法第59条の2第1項の規定に	敷地内に広い	1件につき <u>163,200円</u>	18 法第59条の2第1項の規定に	敷地内に広い	1件につき <u>171,360円</u>

よる建築物の容積率又は各部分の の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査	空地を有する 建築物の容積 率又は各部分 の高さの特例 許可申請手数料		よる建築物の容積率又は各部分の の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査	空地を有する 建築物の容積 率又は各部分 の高さの特例 許可申請手数料	
18の2 法第67条第3項第2号の 規定による建築物の敷地面積の 最低限度又は同条第5項第2号 の規定による建築物の壁面の位 置に関する特例の許可の申請に 対する審査	特定防災街区 整備地区にお ける建築物の 敷地面積の最 低限度又は建 築物の壁面の 位置に関する 特例の許可申 請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	18の2 法第67条第3項第2号の 規定による建築物の敷地面積の 最低限度又は同条第5項第2号 の規定による建築物の壁面の位 置に関する特例の許可の申請に 対する審査	特定防災街区 整備地区にお ける建築物の 敷地面積の最 低限度又は建 築物の壁面の 位置に関する 特例の許可申 請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
18の3 法第67条第9項第2号の 規定による建築物の間口率及び 高さに関する制限の適用除外に 関する許可の申請に対する審査	特定防災街区 整備地区にお ける建築物の 間口率及び高 さに関する制 限の適用除外 に係る許可申 請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	18の3 法第67条第9項第2号の 規定による建築物の間口率及び 高さに関する制限の適用除外に 関する許可の申請に対する審査	特定防災街区 整備地区にお ける建築物の 間口率及び高 さに関する制 限の適用除外 に係る許可申 請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
18の4 法第68条第1項第2号の	景観地区にお	1件につき <u>163,200円</u>	18の4 法第68条第1項第2号の	景観地区にお	1件につき <u>171,360円</u>

規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	ける建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料		規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	ける建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	
18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>

20	法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	20	法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
20の2	法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	20の2	法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
21	法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	21	法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
22	法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>	22	法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>

	定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料			定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		
23	法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>		23	法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
24	法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>		24	法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
25	法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>163,200円</u>		25	法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき <u>171,360円</u>
26	法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期			26	法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料（存続期	

(1) 仮設の期間が3箇月以内の場合	間1年以内)	1件につき <u>61,200円</u>	(1) 仮設の期間が3箇月以内の場合	間1年以内)	1件につき <u>64,260円</u>
(2) その他の場合		1件につき <u>122,400円</u>	(2) その他の場合		1件につき <u>128,520円</u>
26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき <u>163,200円</u>	26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき <u>171,360円</u>
27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料	1件につき <u>79,560円</u>	27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料	1件につき <u>83,530円</u>
(1) 建築物の数が1又は2である場合		1件につき <u>79,560円</u>	(1) 建築物の数が1又は2である場合		1件につき <u>83,530円</u>
(2) 建築物の数が3以上である場合		1件につき <u>79,560円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	(2) 建築物の数が3以上である場合		1件につき <u>83,530円</u> に2を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1件につき <u>79,560円</u>	28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1件につき <u>83,530円</u>
(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同			(1) 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同		

じ。)の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	数料	1件につき <u>79,560円</u> に 1を超える 建築物の数 に <u>28,560円</u> を乗じて得 た額を加算 した額	じ。)の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	数料	1件につき <u>83,530円</u> に 1を超える 建築物の数 に <u>29,980円</u> を乗じて得 た額を加算 した額
28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	1件につき <u>224,400円</u> 1件につき <u>224,400円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	1件につき <u>235,620円</u> 1件につき <u>235,620円</u> に2を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計によ		28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計によ	

(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	る建築物の特 例許可申請手 数料	1件につき <u>224,400円</u> 1件につき <u>224,400円</u> に1を超える る建築物の 数に<u>28,560</u> <u>円</u>を乗じて 得た額を加 算した額	(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	る建築物の特 例許可申請手 数料	1件につき <u>235,620円</u> 1件につき <u>235,620円</u> に1を超える る建築物の 数に<u>29,980</u> <u>円</u>を乗じて 得た額を加 算した額	
29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内認定 建築物以外の 建築物の建築 認定申請手数 料	1件につき <u>79,560円</u> 1件につき <u>79,560円</u>に 1を超える 建築物の数 に<u>28,560円</u> を乗じて得 た額を加算	29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内認定 建築物以外の 建築物の建築 認定申請手数 料	1件につき <u>83,530円</u> 1件につき <u>83,530円</u>に 1を超える 建築物の数 に<u>29,980円</u> を乗じて得 た額を加算	

		した額			した額
29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内認定建築物以外の特例の許可申請手数料	1件につき <u>224,400円</u> 1件につき <u>224,400円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額	29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内認定建築物以外の特例の許可申請手数料	1件につき <u>235,620円</u> 1件につき <u>235,620円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額
29の3 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	一敷地内許可建築物以外の特例の許可申請手数料	1件につき <u>224,400円</u>	29の3 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合	一敷地内許可建築物以外の特例の許可申請手数料	1件につき <u>235,620円</u>

	(2) 建築物の数が2以上である場合		1件につき <u>224,400円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額		(2) 建築物の数が2以上である場合		1件につき <u>235,620円</u> に1を超える建築物の数に <u>29,980円</u> を乗じて得た額を加算した額	
30	法第86条の5第1項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき <u>6,520円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,240円</u> を乗じて得た額を加算した額	30	法第86条の5第1項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき <u>6,840円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,850円</u> を乗じて得た額を加算した額	
31	法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申	1件につき <u>27,540円</u>	31	法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申	1件につき <u>28,910円</u>	

	請手数料				請手数料			
31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請				31の2 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請		
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの					(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの			
ア イ _____ に掲げる場合以外の場合	手数料	1件につき	<u>9,180円</u>		ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合	手数料	1件につき	<u>9,840円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>18,360円</u>		イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>19,680円</u>
<u>(新設)</u>					<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>		<u>1件につき</u>	<u>17,000円</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの					(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
ア イ _____ に掲げる場合以外の場合		1件につき	<u>31,620円</u>		ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合		1件につき	<u>32,830円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>57,120円</u>		イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき	<u>60,330円</u>

ら第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>			ら第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>		
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	1件につき 38,760円 1件につき 66,300円		(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (4) <u>当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u>	1件につき 54,120円 1件につき 41,440円 1件につき 69,650円 1件につき 62,600円 1件につき 68,950円	

				<u>外の場合</u>		
				<u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>94,090円</u>
				<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき</u>	<u>84,420円</u>
<u>(4)</u> 当該申請に係る床面積が <u>200</u> 平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				<u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が <u>300</u> 平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>61,200円</u>		ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>68,950円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>		イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
<u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が <u>500</u> 平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>157,080円</u>		<u>(6)</u> 当該申請に係る床面積が <u>500</u> 平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>166,540円</u>
<u>(6)</u> 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>214,200円</u>		<u>(7)</u> 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>227,430円</u>

の <u>(7)</u> 当該申請に係る床面積が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの <u>(8)</u> 当該申請に係る床面積が 5,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの <u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が 1万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 5万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>377,400円</u> 1件につき <u>508,980円</u> 1件につき <u>676,260円</u> 1件につき <u>1,103,640円</u>	の <u>(8)</u> 当該申請に係る床面積が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの <u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が 5,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 1万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(11)</u> 当該申請に係る床面積が 5万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>405,930円</u> 1件につき <u>541,350円</u> 1件につき <u>722,320円</u> 1件につき <u>1,162,740円</u>	
31の3 法第86条の8第3項の規 定による既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分けて工事 を行う場合の制限の緩和に係る 認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が3 0平方メートル以内のもの アイ <u> </u>に掲げる場合以 外の場合 イ 法第20条第1項第1号か	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて工事 を行う場合の 制限の緩和に 係る認定の変 更申請手数料	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	31の3 法第86条の8第3項の規 定による既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分けて工事 を行う場合の制限の緩和に係る 認定の変更の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が3 0平方メートル以内のもの アイ <u>及びウ</u>に掲げる場合以 外の場合 イ 法第20条第1項第1号か	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて工事 を行う場合の 制限の緩和に 係る認定の変 更申請手数料	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u>	

ら第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> (3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>31,620円</u> 1件につき <u>57,120円</u> 1件につき <u>38,760円</u>	ら第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>17,000円</u> 1件につき <u>32,830円</u> 1件につき <u>60,330円</u> 1件につき <u>54,120円</u> 1件につき <u>41,440円</u>	
--	---	--	---	--

外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(4)</u> 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500	1件につき 66,300円	外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(4)</u> 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500	1件につき 69,650円 1件につき 62,600円 1件につき 68,950円 1件につき 94,090円 1件につき 84,420円	
---	----------------------	---	--	--

平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>61,200円</u>	平方メートル以内のもの ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	<u>68,950円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>88,740円</u>	イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	<u>94,090円</u>
(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>157,080円</u>	(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>166,540円</u>
(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>214,200円</u>	(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>227,430円</u>
(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>377,400円</u>	(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	<u>405,930円</u>
(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>508,980円</u>	(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>541,350円</u>
(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>676,260円</u>	(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	<u>722,320円</u>

<u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるものの		1件につき <u>1,103,640円</u>	<u>(11)</u> 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるものの		1件につき <u>1,162,740円</u>	
31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア <u>イ</u>に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 (1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u>に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> (2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u> 1件につき <u>17,000円</u>	

ア イ _____ に掲げる場合以外の場合		1件につき <u>31,620円</u>		ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>32,830円</u>	
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき <u>57,120円</u>		イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき <u>60,330円</u>	
<u>(新設)</u>				<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>1件につき 54,120円</u>	
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			
ア イ _____ に掲げる場合以外の場合		1件につき <u>38,760円</u>		ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合	1件につき <u>41,440円</u>	
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき <u>66,300円</u>		イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき <u>69,650円</u>	
<u>(新設)</u>			<u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>		<u>1件につき 62,600円</u>	
<u>(新設)</u>			<u>(4) 当該申請に係る床面積が2</u>			

				<u>00平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u> <u>アイ及びウに掲げる場合以外の場合</u> <u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>				
							1件につき	68,950円
							1件につき	94,090円
							1件につき	84,420円
<u>(4)</u> 当該申請に係る床面積が2				<u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が3				
00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				00平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				
アイに掲げる場合以外の場合	1件につき	61,200円		アイに掲げる場合以外の場合	1件につき	68,950円		
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	88,740円		イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	94,090円		
<u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が5	1件につき	157,080円		<u>(6)</u> 当該申請に係る床面積が5	1件につき	166,540円		
00平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの				00平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの				

<u>(6)</u> 当該申請に係る床面積が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のも の <u>(7)</u> 当該申請に係る床面積が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のも の <u>(8)</u> 当該申請に係る床面積が 5,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの <u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が 1万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 5万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>214,200円</u> 1件につき <u>377,400円</u> 1件につき <u>508,980円</u> 1件につき <u>676,260円</u> 1件につき <u>1,103,640円</u>	<u>(7)</u> 当該申請に係る床面積が 1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のも の <u>(8)</u> 当該申請に係る床面積が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のも の <u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が 5,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 1万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(11)</u> 当該申請に係る床面積が 5万平方メートルを超えるも の	1件につき <u>227,430円</u> 1件につき <u>405,930円</u> 1件につき <u>541,350円</u> 1件につき <u>722,320円</u> 1件につき <u>1,162,740円</u>	
31の5 法第87条の2第2項にお いて準用する法第86条の8第3 項の規定による既存の一の建築 物について2以上の工事に分け て用途の変更に伴う工事を行う 場合の制限の緩和に係る認定の 変更の申請に対する審査	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて用途 の変更に伴う 工事を行う場 合の制限の緩		31の5 法第87条の2第2項にお いて準用する法第86条の8第3 項の規定による既存の一の建築 物について2以上の工事に分け て用途の変更に伴う工事を行う 場合の制限の緩和に係る認定の 変更の申請に対する審査	既存の一の建 築物について 2以上の工事 に分けて用途 の変更に伴う 工事を行う場 合の制限の緩	

(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>	和に係る認定 変更申請手数料	1件につき <u>9,180円</u> 1件につき <u>18,360円</u>	(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	和に係る認定 変更申請手数料	1件につき <u>9,840円</u> 1件につき <u>19,680円</u> 1件につき <u>17,000円</u>	
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ _____ に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u>		1件につき <u>31,620円</u> 1件につき <u>57,120円</u>	(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を</u>		1件につき <u>32,830円</u> 1件につき <u>60,330円</u> 1件につき <u>54,120円</u>	

(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ <u> </u>に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	1件につき <u>38,760円</u> 1件につき <u>66,300円</u>	<u>必要とする場合</u> (3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u>に掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 <u>ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u> <u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>ウ 木造の建築物に係る法</u>	1件につき <u>41,440円</u> 1件につき <u>69,650円</u> <u>1件につき 62,600円</u> <u>1件につき 68,950円</u> <u>1件につき 94,090円</u> <u>1件につき 84,420円</u>	
---	---	---	---	--

<u>(4)</u> 当該申請に係る床面積が<u>200</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの アイに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき <u>61,200円</u>	<u>第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u>	<u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が<u>300</u>平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの アイに掲げる場合以外の場合 イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき <u>68,950円</u>	
<u>(5)</u> 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>157,080円</u>	<u>(6)</u> 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>166,540円</u>		
<u>(6)</u> 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>214,200円</u>	<u>(7)</u> 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>227,430円</u>		
<u>(7)</u> 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>377,400円</u>	<u>(8)</u> 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>405,930円</u>		
<u>(8)</u> 当該申請に係る床面積が	1件につき <u>508,980円</u>	<u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が	1件につき <u>541,350円</u>		

5,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの <u>(9)</u> 当該申請に係る床面積が 1万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 5万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>676,260円</u>		5,000平方メートルを超え、 1万平方メートル以内のもの <u>(10)</u> 当該申請に係る床面積が 1万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの <u>(11)</u> 当該申請に係る床面積が 5万平方メートルを超えるも の		1件につき <u>722,320円</u>	
31の6 法第87条の3第6項の規 定による建築物の用途を変更し て1年以内の期間を定めて、興 行場等として使用する場合の制 限の緩和に係る許可の申請に対 する審査 (1) 使用する期間が3箇月以 内の場合 (2) その他の場合	建築物の用途 を変更して興 行場等として 使用する場合 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料（使 用期間1年以 内）	1件につき <u>61,200円</u> 1件につき <u>122,240円</u>		31の6 法第87条の3第6項の規 定による建築物の用途を変更し て1年以内の期間を定めて、興 行場等として使用する場合の制 限の緩和に係る許可の申請に対 する審査 (1) 使用する期間が3箇月以 内の場合 (2) その他の場合	建築物の用途 を変更して興 行場等として 使用する場合 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料（使 用期間1年以 内）	1件につき <u>64,260円</u> 1件につき <u>128,350円</u>	
31の7 法第87条の3第7項の規 定による建築物の用途を変更し て1年を超えて、必要と認める 期間を定めて興行場等として使 用する場合の制限の緩和に係る 許可の申請に対する審査	建築物の用途 を変更して興 行場等として 使用する場合 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料（使	1件につき <u>163,200円</u>		31の7 法第87条の3第7項の規 定による建築物の用途を変更し て1年を超えて、必要と認める 期間を定めて興行場等として使 用する場合の制限の緩和に係る 許可の申請に対する審査	建築物の用途 を変更して興 行場等として 使用する場合 の制限の緩和 に係る許可申 請手数料（使	1件につき <u>171,360円</u>	

	用期間 1 年 超)			用期間 1 年 超)		
32 法第87条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査 (1) 建築設備を設置する場合 (2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	建築設備確認 申請手数料	1件につき <u>23,460円</u> 1件につき <u>16,320円</u>		32 法第87条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査 (1) 建築設備を設置する場合 (2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	建築設備確認 申請手数料	1件につき <u>24,630円</u> 1件につき <u>17,130円</u>
33 法第87条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備完了 検査申請手数料	1件につき <u>31,620円</u>		33 法第87条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備完了 検査申請手数料	1件につき <u>33,200円</u>
34 法第88条において準用する法第 6 条第 1 項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合 (2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造	工作物確認申 請手数料	1件につき <u>37,740円</u> 1件につき <u>26,520円</u>		34 法第88条において準用する法第 6 条第 1 項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合 (2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造	工作物確認申 請手数料	1件につき <u>39,620円</u> 1件につき <u>27,840円</u>

する場合			する場合		
35 法第88条において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	工作物完了検査申請手数料	1件につき <u>38,760円</u>	35 法第88条において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	工作物完了検査申請手数料	1件につき <u>40,690円</u>
36 法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料	32の項に定める額	36 法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料	32の項に定める額
37 法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額	37 法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額
38 法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料	34の項に定める額	38 法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料	34の項に定める額
39 法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額	39 法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額
40 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>	40 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>
41 令第137条の12第7項の規定	道路内における	1件につき <u>27,540円</u>	41 令第137条の12第7項の規定	道路内における	1件につき <u>28,910円</u>

による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	る建築の制限の緩和に係る認定申請手数料			による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	る建築の制限の緩和に係る認定申請手数料		
42 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>27,540円</u>		42 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき <u>28,910円</u>	

都市計画法施行細則（昭和46年京都府規則第46号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後	備考																																
(開発行為又は建築に関する証明書等の交付) 第13条 施行規則第60条第1項に規定する書面の交付を受けようとする者は、別記第21号様式による証明願__を知事に提出しなければならない (新設)	(開発行為又は建築に関する書面__の交付) 第13条 施行規則第60条の規定による__書面の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない (1) 法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることの証明を求める場合 別記第21号様式 (2) 法第53条第1項の規定に適合していることの証明を求める場合 別記第21号の2様式																																	
第9号様式(第3条の3関係)	第9号様式(第3条の4関係)																																	
建築制限等解除承認申請書 都市計画法第37条第1号の規定により、建築制限等の解除の承認を申請します。 年 月 日 京都府知事 様 住所 申請者 氏 名 <table><tr><td>開発(変更)許可番号及び年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開発区域に含まれる地域の名称</td><td></td></tr><tr><td>開 発 面 積</td><td></td></tr><tr><td>工事完了予定年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>解除申請の理由</td><td></td></tr><tr><td>公共施設等の工事の状況</td><td></td></tr><tr><td>建築物等の用途構造及び規模</td><td></td></tr><tr><td>※受付欄</td><td>※備考</td></tr></table>	開発(変更)許可番号及び年月日	年 月 日	開発区域に含まれる地域の名称		開 発 面 積		工事完了予定年 月 日	年 月 日	解除申請の理由		公共施設等の工事の状況		建築物等の用途構造及び規模		※受付欄	※備考	建築制限等解除承認申請書 都市計画法第37条第1号の規定により、建築制限等の解除の承認を申請します。 年 月 日 京都府知事 様 住所 申請者 氏 名 <table><tr><td>開発(変更)許可番号及び年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開発区域に含まれる地域の名称</td><td></td></tr><tr><td>開 発 面 積</td><td></td></tr><tr><td>工事完了予定年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>解除申請の理由</td><td></td></tr><tr><td>公共施設等の工事の状況</td><td></td></tr><tr><td>建築物等の用途構造及び規模</td><td></td></tr><tr><td>※受付欄</td><td>※備考</td></tr></table>	開発(変更)許可番号及び年月日	年 月 日	開発区域に含まれる地域の名称		開 発 面 積		工事完了予定年 月 日	年 月 日	解除申請の理由		公共施設等の工事の状況		建築物等の用途構造及び規模		※受付欄	※備考	
開発(変更)許可番号及び年月日	年 月 日																																	
開発区域に含まれる地域の名称																																		
開 発 面 積																																		
工事完了予定年 月 日	年 月 日																																	
解除申請の理由																																		
公共施設等の工事の状況																																		
建築物等の用途構造及び規模																																		
※受付欄	※備考																																	
開発(変更)許可番号及び年月日	年 月 日																																	
開発区域に含まれる地域の名称																																		
開 発 面 積																																		
工事完了予定年 月 日	年 月 日																																	
解除申請の理由																																		
公共施設等の工事の状況																																		
建築物等の用途構造及び規模																																		
※受付欄	※備考																																	
備考 ※印は、記載しないでください。	備考 1 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。 2 ※印は、記載しないでください。																																	

第21号様式(第13条関係)

証 明 願

建築基準法 第6条第1項 第6条の2第1項 の規定による確認済証の交付を受けるため、都市計画法 施行規則第60条第1項の規定により、<u>下記の土地が都市計画法第29条第1項又は第2項の規定 に適合していることを証明願います。</u> 年 月 日 京都府知事 様 申請者 住所 氏名 記	
開発許可を受けた者の住所 氏名	
開発区域に含まれる 地域の名称	
開発許可番号	年 月 日 第 号
工事検査済証番号	年 月 日 第 号
工事完了公告番号	年 月 日 第 号
予定建築物の用途	
開発区域の面積・区画数及び 願い出の土地の区画番号	(開 発 区 域) 平方メートル 区画 (願い出の土地の区画番号) 号
都市計画法第41条 第1項の制限の内容	
その他の必要な事項	

第 号

上記願い出のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

第21号様式(第13条関係)

申 請 書

建築基準法 第6条第1項 第6条の2第1項 第88条(第1項・第2項)において準用する同法第6条第1項 第88条(第1項・第2項)において準用する同法第6条の2第1項 の規定による確認済証の交付を受けるため、都市計画法施行規則第60条第1項の規定によ り、<u>下記の土地における建築物又は予定建築物等に係る建築等の計画が同項に規定する都 市計画法の規定(同法第53条第1項を除く。)</u>の規定に適合していることを証する書面の 交付を申請します。 年 月 日 京都府知事 様 申請者 住所 氏名 記	
許可を受けた者の住所 氏名	
申請に係る土地又は 予定建築物等の所在地	
証明区分	(1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の 2第1項、第42条又は第43条第1項の許可を受ける必 要がないことの証明 (2) その他
開発許可番号 (変更許可番号)	年 月 日 第 号 (年 月 日 第 号)
工事検査済証番号	年 月 日 第 号
工事完了公告番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
開発区域の面積・区画数及び 申請に係る土地の区画番号	(開 発 区 域) 平方メートル 区画 (願い出の土地の区画番号) 号
都市計画法第41条 第1項の制限の内容	
その他の必要な事項	

備考 1 「証明区分」欄は、該当する区分の番号を○で囲んでください。(2)を選択した
場合は、開発許可番号等を該当欄に記載してください。
2 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してくださ
い。

第 号

上記申請のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府知事

印

(新設)

第21号の2様式(第13条関係)

申 請 書

建築基準法	第6条第1項	の規定による 確認済証の交付	を受けるため、
	第6条の2第1項		
	第88条(第1項・第2項)において 準用する同法第6条第1項		
	第88条(第1項・第2項)において 準用する同法第6条の2第1項		
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定			
都市計画法施行規則	第60条第1項 第60条第2項	の規定により、下記の建築物の建築が都市計画法	
第53条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。			
年 月 日			
京都府知事 様			
申請者 住所			
氏名			
記			

許可を受けた者の住所 氏名	
建築物の敷地の 所在及び地番	
許可番号	年 月 日 第 号
建築物の構造	
新築、増築、改築 又は移転の別	新築 増築 改築 移転
敷地面積	平方メートル
建築面積	平方メートル
延べ面積	平方メートル
その他の必要な事項	

- 備考 1 許可を受けている場合には、許可を受けた者の住所及び氏名並びに許可番号を
該当欄に記載してください。
- 2 「新築、増築、改築又は移転の別」欄は、該当する事項を○で囲んでくださ
い。
- 3 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してくださ
い。

第 号

上記申請のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

京都府知事



京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）新旧対照表（第3条関係）

現行			改正後			備考
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
事務	手数料 名称	手数料の額	事務	手数料 名称	手数料の額	
1～82 略			1～82 略			
83 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定による宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許等申請手数料	1件につき 33,000円	83 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定による宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業免許等申請手数料	1件につき 33,000円 <u>(電子申請による場合にあつては、26,500円)</u>	
84～216 略			84～216 略			
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
事務	手数料 名称	手数料の額	事務	手数料 名称	手数料の額	
1～150 略			1～150 略			
151 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成 <u>に関する工事の許可</u> の申請に対する審査 (1) 盛土又は切土をする土地の面積（以下こ	<u>宅地造成工事許可申請手数料</u>	1件につき <u>12,240円</u>	151 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成 <u>若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の許可</u> の申請に対する審査	<u>宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料</u>	<u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> (1) <u>当該工事に係る盛土又は切土（以下この項及び152の項において「造成」という。）をする土地の面積（以下この項及び152の項において「造成面積」という。）が500平方メートル以内のもの</u> <u>12,850円</u> (2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メー	

の項及び152の項 <u> </u>において「造成 面積」とい う。) が500平方メー トル以内の場合 (2) 造成面積が500平方 メートルを超え1,000 平方メートル以内の場 合 (3) 造成面積が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メートル以 内の場合 (4) 造成面積が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メートル以 内の場合 (5) 造成面積が5,000平 方メートルを超え1万 平方メートル以内の場 合 (6) 造成面積が1万平 方メートルを超え2万 平方メートル以内の場 合 (7) 造成面積が2万平 方メートルを超え4万 平方メートル以内の場 合 (8) 造成面積が4万平 方メートルを超え7万 平方メートル以内の場 合 (9) 造成面積が7万平 方メートルを超え10万 平方メートル以内の場 合 (10) 造成面積が10万平	1 件につき <u>21,420円</u> 1 件につき <u>31,620円</u> 1 件につき <u>47,940円</u> 1 件につき <u>68,340円</u> 1 件につき <u>112,200円</u> 1 件につき <u>173,400円</u> 1 件につき <u>255,000円</u> 1 件につき <u>346,800円</u> 1 件につき <u>428,400円</u>		ル以内のもの <u>22,490円</u> (3) 造成面積が1,000平方メ ートルを超え2,000平方メー トル以内のもの <u>33,200円</u> (4) 造成面積が2,000平方メ ートルを超え5,000平方メー トル以内のもの <u>50,330円</u> (5) 造成面積が5,000平方メ ートルを超え1万平方メー トル以内のもの <u>71,750円</u> (6) 造成面積が1万平方メー ートルを超え2万平方メー トル以内のもの <u>117,810円</u> (7) 造成面積が2万平方メー ートルを超え4万平方メー トル以内のもの <u>182,070円</u> (8) 造成面積が4万平方メー ートルを超え7万平方メー トル以内のもの <u>267,750円</u> (9) 造成面積が7万平方メー ートルを超え10万平方メー トル以内のもの <u>364,140円</u> (10) 造成面積が10万平方メ ートルを超えるもの <u>449,820円</u>	
--	---	--	--	--

方メートルを超える場合					
152 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成に関する工事の変更の許可 の申請に対する審査	宅地造成工事 変更許可申請 手数料	1 件につき次に掲げる額を合算した額（その額が428,400円を超えるときは、428,400円） (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更 （(2)のみに該当する場合を除く。）については、造成面積 （(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の造成面積、造成面積の減少を伴う場合にあつては減少後の造成面積）に応じ151の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額の10分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。） (2) 新たな土地の増加に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに増加される造成面積に応じ151の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額 (3) その他の変更については、10,200円	152 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可又は同法第35条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 (1) 造成に関する工事の設計に変更がある場合 ア 新たな土地の造成がない場合	宅地造成・特定盛土等工事 変更許可申請 手数料	1 件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る造成面積が 500 平方メートル以内のもの 1,280 円 イ 当該変更後の工事に係る造成面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 2,240 円 ウ 当該変更後の工事に係る造成面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 3,320 円 エ 当該変更後の工事に係る造成面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 5,030 円

				オ <u>当該変更後の工事に係る造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> 7,170 円 カ <u>当該変更後の工事に係る造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u> 11,780 円 キ <u>当該変更後の工事に係る造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの</u> 18,200 円 ク <u>当該変更後の工事に係る造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの</u> 26,770 円 ケ <u>当該変更後の工事に係る造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの</u> 36,410 円 コ <u>当該変更後の工事に係る造成面積が10万平方メートルを超えるもの</u> 44,980 円 (2) <u>造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710 円</u> 1 件につき次に掲げる額を合計した額（その額が449,820 円を超えるときは、449,820 円） (1) <u>当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分に限る。）に応</u>
			イ <u>新たな土地の造成がある場合</u>	

					じ 151 の項に定める額 (2) 当該変更後の工事に係る 造成面積（新たな土地の造 成に係る部分を除く。）に応 じアの(1)に定める額 (3) 造成に関する工事の設計 の変更以外の変更があると きは、10,710 円 <u>1 件につき 10,710円</u>
153～157 略			153～157 略		
158 都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の規定に よる開発行為の許可の申 請に対する審査 (1) 主として自己の居 住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的 で行う開発行為の場合 <u>ア 開発区域の面積が</u> <u>0.1ヘクタール未満</u> <u>のとき。</u> <u>イ 開発区域の面積が</u> <u>0.1ヘクタール以上</u> <u>0.3ヘクタール未満</u> <u>のとき。</u> <u>ウ 開発区域の面積が</u> <u>0.3ヘクタール以上</u> <u>0.6ヘクタール未満</u> <u>のとき。</u> <u>エ 開発区域の面積が</u> <u>0.6ヘクタール以上</u> <u>1ヘクタール未満の</u> <u>とき。</u> <u>オ 開発区域の面積が</u> <u>1ヘクタール以上3</u> <u>ヘクタール未満のと</u> <u>き。</u> <u>カ 開発区域の面積が</u>	開発行 為許可 申請手 数料	<u>1 件につき 8,770円</u> <u>1 件につき 22,440円</u> <u>1 件につき 43,860円</u> <u>1 件につき 87,720円</u> <u>1 件につき 132,600円</u> <u>1 件につき 173,400円</u>	158 都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の規定に よる開発行為の許可の申 請に対する審査 (1) 主として自己の居 住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的 で行う開発行為の場合	開発行 為許可 申請手 数料	<u>1 件につき次の区分に応じそれぞ</u> <u>れに定める額</u> <u>(1) 開発区域の面積が0.1ヘク</u> <u>タール未満のもの 9,200円</u> <u>(2) 開発区域の面積が0.1ヘク</u> <u>タール以上0.3ヘクタール未</u> <u>満のもの 23,560円</u> <u>(3) 開発区域の面積が0.3ヘク</u> <u>タール以上0.6ヘクタール未</u> <u>満のもの 46,050円</u> <u>(4) 開発区域の面積が0.6ヘク</u> <u>タール以上1ヘクタール未満</u> <u>のもの 92,100円</u> <u>(5) 開発区域の面積が1ヘク</u> <u>タール以上3ヘクタール未満</u> <u>のもの 139,230円</u> <u>(6) 開発区域の面積が3ヘク</u> <u>タール以上6ヘクタール未満</u> <u>のもの 182,070円</u> <u>(7) 開発区域の面積が6ヘク</u> <u>タール以上10ヘクタール未満</u> <u>のもの 235,620円</u> <u>(8) 開発区域の面積が10ヘク</u> <u>タール以上のもの 321,300</u>

<u>3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。</u> <u>キ 開発区域の面積が</u> <u>6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。</u> <u>ク 開発区域の面積が</u> <u>10ヘクタール以上のとき。</u>	<u>1件につき 224,400円</u> <u>1件につき 306,000円</u>				
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 <u>ア 開発区域の面積が</u> <u>0.1ヘクタール未満のとき。</u> <u>イ 開発区域の面積が</u> <u>0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。</u> <u>ウ 開発区域の面積が</u> <u>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。</u> <u>エ 開発区域の面積が</u> <u>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。</u> <u>オ 開発区域の面積が</u> <u>1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。</u> <u>カ 開発区域の面積が</u>	<u>1件につき 13,260円</u> <u>1件につき 30,600円</u> <u>1件につき 66,300円</u> <u>1件につき 122,400円</u> <u>1件につき 204,000円</u> <u>1件につき 275,400円</u>	(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合		<u>円</u>	
				<u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 13,920円</u> <u>(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 32,130円</u> <u>(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 69,610円</u> <u>(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 128,520円</u> <u>(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 214,200円</u> <u>(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 289,170円</u> <u>(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 364,140円</u> <u>(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 514,080円</u> <u>円</u>	

3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。				
キ 開発区域の面積が	1件につき	346,800円		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。				
ク 開発区域の面積が	1件につき	489,600円		
10ヘクタール以上のとき。				
(3) その他の場合			(3) その他の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額
ア 開発区域の面積が	1件につき	87,720円		(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 92,100円
0.1ヘクタール未満のとき。				(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 139,230円
イ 開発区域の面積が	1件につき	132,600円		(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 203,490円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。				(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 278,460円
ウ 開発区域の面積が	1件につき	193,800円		(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 417,690円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。				(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 546,210円
エ 開発区域の面積が	1件につき	265,200円		(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 706,860円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。				(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 931,770円
オ 開発区域の面積が	1件につき	397,800円		
1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき。				
カ 開発区域の面積が	1件につき	520,200円		
3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき。				
キ 開発区域の面積が	1件につき	673,200円		
6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき。				

	<u>ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき。</u>		<u>1 件につき 887,400円</u>			
159 都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	1 件につき次に掲げる額を合算した額（その額が <u>887,400円</u> を超えるときは、 <u>887,400円</u> ） (1) 開発行為に関する設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ158の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額の10分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。） (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ158の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額 (3) その他の変更については、 <u>10,200円</u>		159 都市計画法第35条の2の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査 <u>(1) 開発行為に関する工事に設計に変更がある場合</u> <u>ア 新たな土地の開発区域への編入がない場合</u> <u>(イ) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</u>	開発行為変更許可申請手数料	<u>1 件につき次に掲げる額を合算した額</u> <u>(1) 次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>ア 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 920円</u> <u>イ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 2,350円</u> <u>ウ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 4,600円</u> <u>エ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 9,210円</u> <u>オ 当該変更後の工事に係る開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 13,920円</u>

				カ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が3ヘクタ ール以上6ヘクタール未満 のもの 18,200円 キ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が6ヘクタ ール以上10ヘクタール未 満のもの 23,560円 ク 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が10ヘク タール以上のもの 32,130 円 (2) 開発行為に関する工事の 設計の変更以外の変更があ るときは、10,710円 1件につき次に掲げる額を合計し た額 (1) 次の区分に応じそれぞれ に定める額 ア 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.1ヘ クタール未満のもの 1,390円 イ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.1ヘク タール以上0.3ヘクタール 未満のもの 3,210円 ウ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.3ヘク タール以上0.6ヘクタール 未満のもの 6,960円 エ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未 満のもの 12,850円 オ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が1ヘクタ ール以上3ヘクタール未満
--	--	--	--	---

(イ) 主として、住
宅以外の建築物で
自己の業務の用に
供するものの建築
又は自己の業務の
用に供する特定工
作物の建設の用に
供する目的で行う
開発行為の場合

					のもの 21,420 円 カ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 28,910 円 キ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 36,410 円 ク 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 51,400 円 (2) 開発行為に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,710 円 1 件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 9,210 円 イ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 13,920 円 ウ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 20,340 円 エ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 27,840 円 オ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 36,410 円
			(ウ) その他の場合		

					ール以上 3 ヘクタール未満 のもの 41,760 円 カ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が 3 ヘクタ ール以上 6 ヘクタール未満 のもの 54,620 円 キ 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が 6 ヘクタ ール以上 10 ヘクタール未 満のもの 70,680 円 ク 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積が 10 ヘク タール以上のもの 93,170 円 (2) 開発行為に関する工事の 設計の変更以外の変更があ るときは、10,710 円 1 件につき次に掲げる額を合計し た額（その額が 931,770 円を超え るときは、931,770 円） (1) 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積（新たな土 地の開発区域への編入に係 る部分に限る。）に応じ 158 の項に定める額 (2) 当該変更後の工事に係る 開発区域の面積（新たな土 地の開発区域への編入に係 る部分を除く。）に応じアの (ア)の(1)、アの(イ)の(1)又 はアの(ウ)の(1)に定める額 (3) 開発行為に関する工事の 設計の変更以外の変更があ るときは、10,710円 1 件につき 10,710円
			イ 新たな土地の開発 区域への編入がある 場合		
			(2) その他の場合		
(新設)			159の2 都市計画法第37 条第1号の規定による完 了公告前の建築等の承認	完了公 告前建 築等承	

			<u>の申請に対する審査</u> <u>(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合</u> <u>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合</u>	<u>認 申 請 手数料</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 <u>(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 3,150円</u> <u>(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 8,070円</u> <u>(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 15,780円</u> <u>(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 31,570円</u> <u>(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 46,410円</u> <u>(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 60,690円</u> <u>(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 78,540円</u> <u>(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 107,100円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 <u>(1) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 4,390円</u> <u>(2) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 10,140円</u> <u>(3) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 15,780円</u> <u>(4) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 31,570円</u> <u>(5) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 46,410円</u> <u>(6) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 60,690円</u> <u>(7) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 78,540円</u> <u>(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 107,100円</u>
--	--	--	---	---

				<u>タール以上0.6ヘクタール未 満のもの 21,980円</u> <u>(4) 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 のもの 40,580円</u> <u>(5) 開発区域の面積が1ヘク タール以上3ヘクタール未満 のもの 50,400円</u> <u>(6) 開発区域の面積が3ヘク タール以上6ヘクタール未満 のもの 68,040円</u> <u>(7) 開発区域の面積が6ヘク タール以上10ヘクタール未満 のもの 85,680円</u> <u>(8) 開発区域の面積が10ヘク タール以上のもの 120,960 円</u> <u>1件につき次の区分に応じそれぞ れに定める額</u> <u>(1) 開発区域の面積が0.1ヘク タール未満のもの 21,250円</u> <u>(2) 開発区域の面積が0.1ヘク タール以上0.3ヘクタール未 満のもの 32,130円</u> <u>(3) 開発区域の面積が0.3ヘク タール以上0.6ヘクタール未 満のもの 46,950円</u> <u>(4) 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 のもの 64,260円</u> <u>(5) 開発区域の面積が1ヘク タール以上3ヘクタール未満 のもの 94,570円</u> <u>(6) 開発区域の面積が3ヘク タール以上6ヘクタール未満 のもの 123,670円</u> <u>(7) 開発区域の面積が6ヘク タール以上10ヘクタール未満</u>
			<u>(3) その他の場合</u>	

					<u>のもの 160,040円</u> <u>(8) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 210,960円</u>
160 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の建築物規定による建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等建築物特例許可申請手数料	1 件につき <u>46,920円</u>	160 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の建築物規定による建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等建築物特例許可申請手数料	1 件につき <u>49,260円</u>
161 都市計画法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1 件につき <u>26,520円</u>	161 都市計画法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1 件につき <u>27,840円</u>
162 都市計画法第43条第1項の規定による建築等の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内建築物等許可申請手数料	<u>1 件につき 7,030円</u> <u>1 件につき 18,360円</u> <u>1 件につき 39,780円</u> <u>1 件につき 70,380円</u> <u>1 件につき 98,940円</u>	162 都市計画法第43条第1項の規定による建築等の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内建築物等許可申請手数料	<u>1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの 7,380円</u> <u>(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 19,270円</u> <u>(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 41,760円</u> <u>(4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 73,890円</u> <u>(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの 103,880円</u>

クタール以上の場合					
163 略			163 略		
164 都市計画法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可地位承継承認申請手数料		164 都市計画法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	開発許可地位承継承認申請手数料	
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1ヘクタール未満のとき。		1 件につき <u>1,730円</u>	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1ヘクタール未満のとき。		1 件につき <u>1,810円</u>
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1ヘクタール以上のとき。		1 件につき <u>2,750円</u>	(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で開発区域の面積が1ヘクタール以上のとき。		1 件につき <u>2,880円</u>
(3) その他の場合		1 件につき <u>17,340円</u>	(3) その他の場合		1 件につき <u>18,200円</u>
165 都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写し交付手数料	1 枚につき <u>470円</u>	165 都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写し交付手数料	1 枚につき <u>490円</u>
(新設)			165の2 都市計画法施行	都市計	

			<u>規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による書面の交付</u> <u>(1) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する場合</u> <u>(2) その他の場合</u>	<u>画法施行規則60条証明書交付手数料</u>	1件につき 6,990円 1件につき 420円
166～208の10 略			166～208の10 略		
208の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 新築をする場合 (ア) 一戸建ての住宅の場合	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める <u>金額</u> (1) (2)及び(3)に掲げる住宅以	208の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 新築をする場合 (ア) 一戸建ての住宅の場合	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める <u>額</u> (1) (2)及び(3)に掲げる住宅以

	外の住宅 <u>75,480円</u> (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。） 第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて同項に規定する申請がなされた長期優良住宅建築等計画に係る住宅 （以下この項から208の12の2の項までにおいて「確認書等交付住宅」という。） <u>13,260円</u> (3) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同項の規定により住宅性能評価書（設計された住宅に係るものに限る。）を交付したときの当該評価に係る住宅（確認書等交付住宅を除く。以下この項及び208の12の項において「設計性能評価住宅」という。） <u>19,380円</u>		外の住宅 <u>86,040円</u> (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。） 第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて同項に規定する申請がなされた長期優良住宅建築等計画に係る住宅 （以下この項から208の12の2の項までにおいて「確認書等交付住宅」という。） <u>13,920円</u> (3) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が同項の規定により住宅性能評価書（設計された住宅に係るものに限る。）を交付したときの当該評価に係る住宅（確認書等交付住宅を除く。以下この項及び208の12の項において「設計性能評価住宅」という。） <u>20,340円</u>	
(イ) 共同住宅等の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める <u>金額</u>	(イ) 共同住宅等の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める <u>金額</u>	

	(1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>109,140円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>25,500円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>59,160円</u> (2) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>188,700円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>41,820円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>102,000円</u> (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外	
	(1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>124,410円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>26,770円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>62,110円</u> (2) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>215,110円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>43,910円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>107,100円</u> (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外	

	のもの <u>384,540円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>71,400円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>196,860円</u> (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>742,560円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>137,700円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>373,320円</u> (5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>1,279,080円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>259,080円</u> ウ 設計性能評価住宅	
	のもの <u>438,370円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>74,970円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>206,700円</u> (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>846,510円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>144,580円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>391,980円</u> (5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>1,458,150円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>272,030円</u> ウ 設計性能評価住宅	

	<u>608,940円</u> (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>2,390,880円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>480,420円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,136,280円</u> (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>3,690,360円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>685,440円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,684,020円</u> (8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもの	
	<u>639,380円</u> (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>2,725,600円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>504,440円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,193,090円</u> (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>4,207,010円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>719,710円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,768,220円</u> (8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもの	

	ア イ及びウに掲げるものの以外 のもの <u>4,469,640円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>817,020円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>2,033,880円</u>		ア イ及びウに掲げるものの以外 のもの <u>5,095,380円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>857,870円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>2,135,570円</u>
イ 増築又は改築をする場合		イ 増築又は改築をする場合	
(ア) 一戸建ての住宅の場合	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u> (1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 <u>112,200円</u> (2) 確認書等交付住宅 <u>19,380円</u>	(ア) 一戸建ての住宅の場合	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u> (1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 <u>127,900円</u> (2) 確認書等交付住宅 <u>20,340円</u>
(イ) 共同住宅等の場合	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u> (1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるものの以外のもの <u>163,200円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>37,740円</u> (2) 当該計画に係る建築物の床	(イ) 共同住宅等の場合	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u> (1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるものの以外のもの <u>186,040円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>39,620円</u> (2) 当該計画に係る建築物の床

	面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>282,540円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>62,220円</u> (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>576,300円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>107,100円</u> (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,112,820円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>206,040円</u> (5) 当該計画に係る建築物の床	
	面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>322,090円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>65,330円</u> (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>656,980円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>112,450円</u> (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,268,610円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>216,340円</u> (5) 当該計画に係る建築物の床	

	面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,918,620円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>388,620円</u> (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>3,585,300円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>720,120円</u> (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>5,535,540円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,028,160円</u> (8) 当該計画に係る建築物の床	
	面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>2,187,220円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>408,050円</u> (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>4,087,240円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>756,120円</u> (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,310,510円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,079,560円</u> (8) 当該計画に係る建築物の床	

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	面積が3万平方メートルを超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,703,440円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,225,020円</u> 1件につき、一戸建ての住宅の新築をする場合にあっては左欄の(1)のアの(ア)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額、一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のイの(ア)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額、共同住宅等の新築をする場合にあっては左欄の(1)のアの(イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額、共同住宅等の増築又は改築をする	(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	面積が3万平方メートルを超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>7,641,920円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,286,270円</u> 1件につき、一戸建ての住宅の新築をする場合にあっては左欄の(1)のアの(ア)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額と</u>を合計した額、一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のイの(ア)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額と</u>を合計した額、共同住宅等の新築をする場合にあっては左欄の(1)のアの(イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額と</u>を合計した額、共同住宅等の増築又は改築をする
--	--	--	---

	場合にあつては左欄の(1)のイの (イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係るもの ア 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 <u>31,620円</u> (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査（以下この項及び208の12の項 _____ _____において「 _____適合性審査」という。）を必要とする場合 <u>57,120円</u>	
	場合にあつては左欄の(1)のイの (イ)に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>額と</u>を合計した額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係るもの ア 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び(ウ)</u> に掲げる場合以外の場合 <u>32,830円</u> (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査（以下この項、<u>208の12の項、208の15の項、208の16の項、208の21の項及び208の22の項</u>において「<u>構造計算</u>適合性審査」という。）を必要とする場合 <u>60,330円</u>	

	<u>(新設)</u> イ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 <u>38,760円</u> (イ) _____ <u>適合性審査</u>を必要とする場合 <u>66,300円</u> <u>(新設)</u> ウ 当該申出に係る建築物の床		<u>(ウ) 木造の建築物に係る</u> <u>基準法第20条第1項第4</u> <u>号イに規定する基準への適</u> <u>合性審査（以下この項、</u> <u>208の12の項、208の15</u> <u>の項、208の16の項、208</u> <u>の21の項及び208の22の</u> <u>項において「壁量計算適合</u> <u>性審査」という。）を必要</u> <u>とする場合 54,120円</u> イ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び(ウ)</u>に 掲げる場合以外の場合 <u>41,440円</u> (イ) <u>構造計算適合性審査</u>を必要とする場合 <u>69,650円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> <u>を必要とする場合 62,600円</u> ウ 当該申出に係る建築物の床
--	---	--	---

	面積が200平方メートルを超え、<u>500</u>平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 <u>61,200円</u> (イ) _____ 適合性審査を必要とする場合 <u>88,740円</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>エ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	
	面積が200平方メートルを超え、<u>300</u>平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び(ウ)</u> に掲げる場合以外の場合 <u>68,950円</u> (イ) <u>構造計算</u>適合性審査を必要とする場合 <u>94,090円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u>を必要とする場合 <u>84,420円</u> <u>エ 当該申出に係る建築物の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 68,950円</u> <u>(イ) 構造計算適合性審査</u>を必要とする場合 <u>94,090円</u> <u>オ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	

	のもの <u>157,080円</u> <u>オ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>214,200円</u> <u>カ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>377,400円</u> <u>キ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>508,980円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>676,260円</u> <u>ケ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>1,103,640円</u> (2) 建築設備の数に<u>23,460円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>37,740円</u>を乗じて得た額	
	のもの <u>166,540円</u> <u>カ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>227,430円</u> <u>キ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>405,930円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>541,350円</u> <u>ケ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>722,320円</u> <u>コ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>1,162,740円</u> (2) 建築設備の数に<u>24,630円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>39,620円</u>を乗じて得た額	

イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を求める建築物の場合	1件につき、左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める金額を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを	イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を求める建築物の場合	1件につき、左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める金額とを合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを	
--	---	--	--	--

		超え、2,000平方メートル以内 のもの <u>189,410円</u>				超え、2,000平方メートル以内 のもの <u>198,880円</u>			
		(5) 当該審査を求める建築物の 床面積が2,000平方メートルを 超え、1万平方メートル以内の もの <u>226,330円</u>				(5) 当該審査を求める建築物の 床面積が2,000平方メートルを 超え、1万平方メートル以内の もの <u>237,640円</u>			
		(6) 当該審査を求める建築物の 床面積が1万平方メートルを超 え、5万平方メートル以内のも の <u>300,590円</u>				(6) 当該審査を求める建築物の 床面積が1万平方メートルを超 え、5万平方メートル以内のも の <u>315,610円</u>			
		(7) 当該審査を求める建築物の 床面積が5万平方メートルを超 えるもの <u>552,120円</u>				(7) 当該審査を求める建築物の 床面積が5万平方メートルを超 えるもの <u>579,720円</u>			
208の11の2	長期優良住	長期優		208の11の2	長期優良住	長期優			
宅普及促進法第5条第6	良住宅	良住宅		宅普及促進法第5条第6	良住宅	良住宅			
項及び第7項の規定によ	維持保	維持保		項及び第7項の規定によ	維持保	維持保			
る長期優良住宅維持保全	全計画	全計画		る長期優良住宅維持保全	全計画	全計画			
計画の認定の申請に対す	認定申	認定申		計画の認定の申請に対す	認定申	認定申			
る審査	請手数料	請手数料		る審査	請手数料	請手数料			
(1)	一戸建ての住宅の	1件につき次の区分に応じそれぞ		(1)	一戸建ての住宅の	1件につき次の区分に応じそれぞ			
場合		れに定める <u>金額</u>		場合		れに定める <u>額</u>			
		(1) (2)に掲げる住宅以外の住宅				(1) (2)に掲げる住宅以外の住宅			
		<u>113,920円</u>				<u>129,860円</u>			

(2) 共同住宅等の場合	(2) 確認書等交付住宅 <u>21,100</u> <u>円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める金額 (1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>165,360円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>39,900</u> <u>円</u> (2) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>285,720円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>65,400</u> <u>円</u> (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの	(2) 共同住宅等の場合	(2) 確認書等交付住宅 <u>22,150</u> <u>円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める 額 (1) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>188,510円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>41,890</u> <u>円</u> (2) 当該計画に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>325,720円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>68,670</u> <u>円</u> (3) 当該計画に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの	
---------------------	---	---------------------	---	--

	<u>581,200円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>112,000円</u> (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,121,780円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>215,000円</u> (5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,934,600円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>404,600円</u> (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの	
	<u>662,560円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>117,600円</u> (4) 当該計画に係る建築物の床面積が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,278,820円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>225,750円</u> (5) 当該計画に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>2,205,440円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>424,830円</u> (6) 当該計画に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの	

		<u>3,614,480円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>749,300円</u> (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>5,575,980円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,068,600円</u> (8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,752,120円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,273,700円</u>			<u>4,120,500円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>786,760円</u> (7) 当該計画に係る建築物の床面積が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,356,610円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,122,030円</u> (8) 当該計画に係る建築物の床面積が3万平方メートルを超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>7,697,410円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,337,380円</u>	
208の12 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手		208の12 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手		

	ウ 設計性能評価住宅 <u>59,160円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>188,700円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>41,820円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>102,000円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>384,540円</u>	
	ウ 設計性能評価住宅 <u>62,110円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>215,110円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>43,910円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>107,100円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>438,370円</u>	

	イ 確認書等交付住宅 <u>71,400円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>196,860円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>742,560円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>137,700円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>373,320円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	
	イ 確認書等交付住宅 <u>74,970円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>206,700円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>846,510円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>144,580円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>391,980円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	

	ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>1,279,080円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>259,080円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>608,940円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>2,390,880円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>480,420円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,136,280円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万平方メートル	
	ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>1,458,150円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>272,030円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>639,380円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>2,725,600円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>504,440円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,193,090円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万平方メートル	

イ 増築又は改築をする場合 (ア) 一戸建ての住宅の場合	ルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>3,690,360円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>685,440円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,684,020円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が3万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>4,469,640円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>817,020円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>2,033,880円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>	イ 増築又は改築をする場合 (ア) 一戸建ての住宅の場合	ルを超え、3万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>4,207,010円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>719,710円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>1,768,220円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が3万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>5,095,380円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>857,870円</u> ウ 設計性能評価住宅 <u>2,135,570円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u>	
--	---	--	--	--

(イ) 共同住宅等の場合	(1) (2)に掲げるもの以外のもの <u>112,200円</u> (2) 確認書等交付住宅 <u>19,380円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u> (1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>163,200円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>37,740円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの	(イ) 共同住宅等の場合	(1) (2)に掲げるもの以外のもの <u>127,900円</u> (2) 確認書等交付住宅 <u>20,340円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u> (1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>186,040円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>39,620円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの
---------------------	---	---------------------	--

	<u>282,540円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>62,220円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>576,300円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>107,100円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,112,820円</u> イ 確認書等交付住宅	
	<u>322,090円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>65,330円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>656,980円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>112,450円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,268,610円</u> イ 確認書等交付住宅	

	<u>206,040円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,918,620円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>388,620円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>3,585,300円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>720,120円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築		<u>216,340円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>2,187,220円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>408,050円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>4,087,240円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>756,120円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築	
--	---	--	---	--

	物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が2万平方メートル を超え、3万平方メートル以 内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>5,535,540円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,028,160円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築 物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が3万平方メートル を超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,703,440円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,225,020円</u>			物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が2万平方メートル を超え、3万平方メートル以 内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,310,510円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,079,560円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築 物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が3万平方メートル を超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>7,641,920円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,286,270円</u>	
(2) 長期優良住宅普及 促進法第8条第2項に おいて準用する長期優 良住宅普及促進法第6		(2) 長期優良住宅普及 促進法第8条第2項に おいて準用する長期優 良住宅普及促進法第6			

条第2項の申出を行う建築物の場合（(3)に掲げる場合を除く。） ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき、一戸建ての住宅の新築、増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のアの（ア）又はイの（ア）に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額、共同住宅等の新築、増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のアの（イ）又はイの（イ）に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係るもの ア 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの （ア） （イ） _____ に掲げる場合以外の場合	条第2項の申出を行う建築物の場合（(3)に掲げる場合を除く。） ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき、一戸建ての住宅の新築、増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のアの（ア）又はイの（ア）に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>額と</u>を合計した額、共同住宅等の新築、増築又は改築をする場合にあっては左欄の(1)のアの（イ）又はイの（イ）に定める額と次の区分に応じそれぞれに定める<u>額と</u>を合計した額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係るもの ア 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの （ア） （イ） <u>及び（ウ）</u> に掲げる場合以外の場合	
--	---	--	---	--

	<u>9,180円</u> (イ) _____ 適合性審査を必要とする場合 <u>18,360円</u> <u>(新設)</u> イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 <u>31,620円</u> (イ) _____ 適合性審査を必要とする場合 <u>57,120円</u> <u>(新設)</u> ウ 当該申出に係る建築物の変	
	<u>9,840円</u> (イ) <u>構造計算</u>適合性審査を必要とする場合 <u>19,680円</u> <u>円</u> (ウ) <u>壁量計算適合性審査</u>を必要とする場合 <u>17,000円</u> <u>円</u> イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び(ウ)</u> に掲げる場合以外の場合 <u>32,830円</u> (イ) <u>構造計算</u>適合性審査を必要とする場合 <u>60,330円</u> <u>円</u> (ウ) <u>壁量計算適合性審査</u>を必要とする場合 <u>54,120円</u> <u>円</u> ウ 当該申出に係る建築物の変	

	更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 <u>38,760円</u> (イ) _____適合性審査を必要とする場合 <u>66,300円</u> <u>(新設)</u> エ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超え、<u>500</u>平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合	
	更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び(ウ)</u>に掲げる場合以外の場合 <u>41,440円</u> (イ) <u>構造計算</u>適合性審査を必要とする場合 <u>69,650円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> を必要とする場合 <u>62,600円</u> エ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超え、<u>300</u>平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び(ウ)</u>に掲げる場合以外の場合	

		<u>61,200円</u> (イ) _____適合性審査を必要とする場合 <u>88,740円</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>			<u>68,950円</u> (イ) <u>構造計算</u> 適合性審査を必要とする場合 <u>94,090円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> を必要とする場合 <u>84,420円</u> <u>オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 68,950円</u> <u>(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 94,090円</u> <u>カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) が500平方メー</u>
--	--	--	--	--	--

	トルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>157,080円</u> <u>カ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>214,200円</u> <u>キ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>377,400円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メー	
	トルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,540円</u> <u>キ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>227,430円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>405,930円</u> <u>ケ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メー	

イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	トル以内のもの <u>508,980円</u> <u>ケ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>676,260円</u> <u>コ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの <u>1,103,640円</u> (2) 建築設備の数に<u>16,320円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>26,520円</u>を乗じて得た額 1件につき、左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイント	イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	トル以内のもの <u>541,350円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>722,320円</u> <u>サ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの <u>1,162,740円</u> (2) 建築設備の数に<u>17,130円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>27,840円</u>を乗じて得た額 1件につき、左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイント	
---	---	---	---	--

	その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内の	
	その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>額と</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内の	

(3) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の申請に基づく場合 208の12の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 一戸建ての住宅の場合	長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	もの <u>226,330円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u> 1件につき <u>6,420円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>	(3) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の申請に基づく場合 208の12の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 一戸建ての住宅の場合	長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料	もの <u>237,640円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u> 1件につき <u>6,740円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u>	
--	-------------------------------	--	--	-------------------------------	---	--

(2) 共同住宅等の場合	(1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 <u>113,920円</u> (2) 確認書等交付住宅 <u>21,100円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u> (1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>165,360円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>39,900円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの	(2) 共同住宅等の場合	(1) (2)に掲げる住宅以外の住宅 <u>129,860円</u> (2) 確認書等交付住宅 <u>22,150円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u> (1) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>188,510円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>41,890円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの
---------------------	---	---------------------	--

	<u>285,720円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>65,400円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>581,200円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>112,000円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,121,780円</u> イ 確認書等交付住宅	
	<u>325,720円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>68,670円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>662,560円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>117,600円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,278,820円</u> イ 確認書等交付住宅	

	<u>215,000円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>1,934,600円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>404,600円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>3,614,480円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>749,300円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築		<u>225,750円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>2,205,440円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>424,830円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>4,120,500円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>786,760円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築	
--	---	--	---	--

		物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が2万平方メートル を超え、3万平方メートル以 内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>5,575,980円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,068,600円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築 物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が3万平方メートル を超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,752,120円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,273,700円</u>			物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が2万平方メートル を超え、3万平方メートル以 内のもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>6,356,610円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,122,030円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築 物の変更に係る部分の床面積の 2分の1（床面積の増加する部分 にあつては、当該増加する部分 の床面積）が3万平方メートル を超えるもの ア イに掲げるもの以外のもの <u>7,697,410円</u> イ 確認書等交付住宅 <u>1,337,380円</u>	
208の13 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持計画等	長期優良住宅建築等計画等	1件につき <u>6,420円</u>	208の13 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持計画等	長期優良住宅建築等計画等	1件につき <u>6,740円</u>	

持保全計画の認定を受け た者の地位の承継の承認 申請に対する審査	認定承 継承認 申請手 数料		持保全計画の認定を受け た者の地位の承継の承認 申請に対する審査	認定承 継承認 申請手 数料	
208の14 長期優良住宅普 及促進法第18条第1項の 規定による容積率に関す る特例の許可の申請に対 する審査	長期優 良住宅 容積率 特例許 可申請 手数料	1件につき <u>163,200円</u>	208の14 長期優良住宅普 及促進法第18条第1項の 規定による容積率に関す る特例の許可の申請に対 する審査	長期優 良住宅 容積率 特例許 可申請 手数料	1件につき <u>171,360円</u>
208の15 都市の低炭素化 の促進に関する法律（平 成24年法律第84号。以下 「低炭素化促進法」とい う。）第53条第1項の規 定による低炭素建築物新 築等計画の認定の申請に 対する審査 (1) (2)に掲げる場合以 外の場合 ア 一戸建ての住宅 （1棟の建築物から なる1戸の住宅（建 築物エネルギー消費	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	1件につき次の区分に応じそれぞ れに定める額 (1) 当該計画に係る住戸の専用 部分の床面積が200平方メートル	208の15 都市の低炭素化 の促進に関する法律（平 成24年法律第84号。以下 「低炭素化促進法」とい う。）第53条第1項の規 定による低炭素建築物新 築等計画の認定の申請に 対する審査 (1) (2)に掲げる場合以 外の場合 ア 一戸建ての住宅 （1棟の建築物から なる1戸の住宅（建 築物エネルギー消費	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	1件につき次の区分に応じそれぞ れに定める額 (1) 当該計画に係る住戸の専用 部分の床面積が200平方メートル

性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から<u>208の23</u>の項までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。 _____ _____以下この項から<u>208の23</u>の項までにおいて同じ。）の場合	ル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの 以外のもの <u>38,760円</u> イ 基準省令第10条第2号イ (2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「住宅簡易評価低炭素建築物」という。） <u>20,400円</u> <u>(新設)</u> ウ _____ _____ _____ _____	性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から<u>208の22</u>の項までにおいて「基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。 <u>以下この項において同じ。）をいう。</u>以下この項から<u>208の22</u>の項までにおいて同じ。）の場合	ル以内のもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの 以外のもの <u>40,570円</u> イ 基準省令第10条第2号イ (2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（<u>エ</u>に掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「住宅簡易評価低炭素建築物」という。） <u>20,800円</u> ウ 基準省令第10条第2号イ <u>(2)及びロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の16の項において「併用評価低炭素建築物」という。）</u> <u>30,170円</u> エ 登録住宅性能評価機関等 <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建</u>
---	---	---	---

[illegible]

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から<u>208の23</u>の項までにおいて同じ。）の場合	<u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>6,120円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項</u>に規定する住宅部分をいう。以下この項から<u>208の23</u>の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>77,520円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>36,720円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>1,220円</u>	イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から<u>208の22</u>の項までにおいて同じ。）の場合	<u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>3,290円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>6,240円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分（<u>基準省令第1条第1項第2号</u>に規定する住宅部分をいう。以下この項から<u>208の22</u>の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの ア <u>イからエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>80,110円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>38,490円</u> <u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>9,300円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>1,440円</u>	
---	--	---	--	--

(2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

ア イ 及びウ に掲げるもの
以外のもの 129,540円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
64,260円
(新設)

ウ 住宅評価低炭素建築物 2
2,440円

(3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

ア イ 及びウ に掲げるもの
以外のもの 219,300円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
115,260円
(新設)

ウ 住宅評価低炭素建築物 5
1,000円

(2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

ア イ からエまで に掲げるもの
以外のもの 134,210円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
66,580円
ウ 併用評価低炭素建築物 9
9,870円

エ 住宅評価低炭素建築物 2
3,920円

(3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

ア イ からエまで に掲げるもの
以外のもの 227,840円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
119,640円
ウ 併用評価低炭素建築物 17
3,740円

エ 住宅評価低炭素建築物 5
2,020円

(4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

ア イ 及びウ に掲げるもの
 以外のもの 314,160円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
174,420円
(新設)

ウ 住宅評価低炭素建築物 8
9,760円

(5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの

ア イ 及びウ に掲げるもの
 以外のもの 608,940円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
310,080円
(新設)

ウ 住宅評価低炭素建築物 13
4,640円

(4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの

ア イ からエまで に掲げるもの
 以外のもの 326,680円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
181,020円
ウ 併用評価低炭素建築物 25
3,850円

エ 住宅評価低炭素建築物 9
3,630円

(5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの

ア イ からエまで に掲げるもの
 以外のもの 631,520円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
321,480円
ウ 併用評価低炭素建築物 47
5,460円

エ 住宅評価低炭素建築物 13
9,410円

ウ 非住宅建築物（基	(6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの以外のもの <u>1,080,180円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>527,340円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>20</u> <u>5,020円</u> (7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの以外のもの <u>1,991,040円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>929,220円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>31</u> <u>1,100円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれ	ウ 非住宅建築物（基	(6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの以外のもの <u>1,120,510円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>547,250円</u> <u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>83</u> <u>3,360円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>21</u> <u>2,240円</u> (7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの以外のもの <u>2,064,150円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>963,410円</u> <u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>1,</u> <u>513,780円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>32</u> <u>2,520円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれ	
-------------------	---	-------------------	---	--

準省令第1条第1項 第1号に規定する非 住宅建築物をいう。 以下この項から208 の23の項までにおい て同じ。)の場合	れに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の非 住宅部分（建築物省エネ法第11 条第1項に規定する非住宅部分 をいう。以下この項から208の2 3の項までにおいて同じ。）の 床面積が300平方メートル以内 のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの 255,000円 イ 基準省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)（非住宅部分の 全部を同号に規定する工場等 の用途のみに供する場合にあ っては、同号ロ(2)）に掲げ る基準に適合するものとして 申請された建築物（ウに掲げ るものを除く。以下この項及 び208の16の項において「非 住宅簡易評価低炭素建築物」 という。） 97,920円 ウ 建築物省エネ法	準省令第1条第1項 第1号に規定する非 住宅建築物をいう。 以下この項から208 の22の項までにおい て同じ。)の場合	れに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の非 住宅部分（基準省令第1条第1 項第1号に規定する非住宅部分 をいう。以下この項から208の2 2の項までにおいて同じ。）の 床面積が300平方メートル以内 のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの 264,260円 イ 基準省令第10条第1号イ (2)及びロ(2)（非住宅部分の 全部を同号に規定する工場等 の用途のみに供する場合にあ っては、同号ロ(2)）に掲げ る基準に適合するものとして 申請された建築物（ウに掲げ るものを除く。以下この項及 び208の16の項において「非 住宅簡易評価低炭素建築物」 という。） 100,910円 ウ	
---	--	---	--	--

第

15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（208の21の項及び208の23の項において「登録省エネルギー判定機関」という。）が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の16の項において「非住宅評価低炭素建築物」という。） 11,220円

- (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
- ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 319,260円
- イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 124,440円
- ウ 非住宅評価低炭素建築物 18,360円
- (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方

登録省エネルギー判定機関 が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の16の項において「非住宅評価低炭素建築物」という。） 11,440円

- (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
- ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 330,840円
- イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 129,000円
- ウ 非住宅評価低炭素建築物 19,760円
- (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方

	メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>412,080円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>163,200円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>30,600円</u> (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>587,520円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>264,180円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>89,760円</u> (5) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>724,200円</u>	
	メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>427,600円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>169,580円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>31,210円</u> (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>609,670円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>274,660円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>93,630円</u> (5) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>750,120円</u>	

	イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>345,780円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>142,800円</u> (6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>855,780円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>415,140円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>179,520円</u> (7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>976,140円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>486,540円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>224,400円</u>	
	イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>357,890円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>147,730円</u> (6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>887,460円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>430,720円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>186,230円</u> (7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,012,300円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>504,590円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>233,040円</u>	

	(8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,216,860円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>630,360円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>314,160円</u>			(8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,262,000円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>653,370円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>326,680円</u>	
エ 複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から <u>208の23</u> _____までにおいて同じ。）の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額__を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額	エ 複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から <u>208の22</u> <u>の項</u> までにおいて同じ。）の場合		1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額<u>と</u>を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額	
(2) 低炭素化促進法第54条第2項の申出を行		(2) 低炭素化促進法第54条第2項の申出を行			

う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	1 件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める金額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____に掲げる場合以外の場合 <u>9,180円</u> (イ) <u>基準法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査（以下この項、208の16の項、208の21の項及び208の22の項において「適合性審査」という。）を必要とする場合 18,360円（新設）</u>	う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	1 件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び（ウ）</u>に掲げる場合以外の場合 <u>9,840円</u> (イ) _____ _____ _____ _____ _____ <u>構造計算適合性審査</u> _____を必要とする場合 <u>19,680円</u> <u>（ウ） 壁量計算適合性審査を必要とする場合 17,000</u>	
--------------------------------------	--	--------------------------------------	---	--

イ 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 3
1,620円

(イ) _____ 適合性審査を必要とする場合 57,120
円
(新設)

ウ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 3
8,760円

(イ) _____ 適合性審査を必要とする場合 66,300
円

円

イ 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 3
2,830円

(イ) 構造計算 適合性審査を必要とする場合 60,330
円

(ウ) 壁量計算適合性審査
を必要とする場合 54,120
円

ウ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 4
1,440円

(イ) 構造計算 適合性審査を必要とする場合 69,650
円

四

オ 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 157,080円

カ 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 214,200円

キ 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 377,400円

ク 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 508,980円

ケ 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 676,260円

コ 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 1,103,640円

四

カ 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円

キ 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430円

ク 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930円

ケ 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円

コ 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 722,320円

サ 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円

イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	(2) 建築設備の数に<u>23,460円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>37,740円</u>を乗じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超	イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	(2) 建築設備の数に<u>24,630円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>39,620円</u>を乗じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める <u>額と</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超	
---	--	---	---	--

		え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u>			え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u>	
		(4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u>			(4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u>	
		(5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u>			(5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u>	
		(6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u>			(6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u>	
		(7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u>			(7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u>	
208の16 低炭素化促進法 第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物 新築等 計画変更認定 申請手数料			208の16 低炭素化促進法 第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物 新築等 計画変更認定 申請手数料	

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が200平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>38,760円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>20,400円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>6,120円</u> (2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が200平方メートルを超えるもの	(1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が200平方メートル以内のもの ア <u>イからエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>40,570円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>20,800円</u> <u>ウ 併用評価低炭素建築物 30,170円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>6,240円</u> (2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が200平方メートルを超えるもの	
---	---	---	---	--

イ 共同住宅等の場合	ア <u>イ及びウ</u> に掲げるもの 以外のもの <u>42,840円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>21,420円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>6,120円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u> に掲げるもの 以外のもの <u>77,520円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>36,720円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>1,220円</u>	イ 共同住宅等の場合	ア <u>イからエまで</u> に掲げるもの 以外のもの <u>44,730円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>21,840円</u> <u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>3,290円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>6,240円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの ア <u>イからエまで</u> に掲げるもの 以外のもの <u>80,110円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>38,490円</u> <u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>9,300円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>1,440円</u>	
------------	---	------------	---	--

	(2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>129,540円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>64,260円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>2</u> <u>2,440円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>219,300円</u>	
	(2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>134,210円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>66,580円</u> <u>ウ 併用評価低炭素建築物 9</u> <u>9,870円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>2</u> <u>3,920円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>227,840円</u>	

	イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>115,260円</u> <u>(新設)</u> ウ 住宅評価低炭素建築物 <u>5</u> <u>1,000円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの <u>314,160円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>174,420円</u> <u>(新設)</u> ウ 住宅評価低炭素建築物 <u>8</u> <u>9,760円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあ	
	イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>119,640円</u> ウ 併用評価低炭素建築物 <u>17</u> <u>3,740円</u> エ 住宅評価低炭素建築物 <u>5</u> <u>2,020円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの <u>326,680円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>181,020円</u> ウ 併用評価低炭素建築物 <u>25</u> <u>3,850円</u> エ 住宅評価低炭素建築物 <u>9</u> <u>3,630円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあ	

っては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの

ア イ 及びウ に掲げるもの
以外のもの 608,940円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
310,080円
(新設)

ウ 住宅評価低炭素建築物 13
4,640円

(6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの

ア イ 及びウ に掲げるもの
以外のもの 1,080,180円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
527,340円
(新設)

っては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの

ア イ からエまで に掲げるもの
以外のもの 631,520円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
321,480円
ウ 併用評価低炭素建築物 47
5,460円

エ 住宅評価低炭素建築物 13
9,410円

(6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの

ア イ からエまで に掲げるもの
以外のもの 1,120,510円

イ 住宅簡易評価低炭素建築物
547,250円
ウ 併用評価低炭素建築物 83

ウ 非住宅建築物の場合	<u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>20</u> <u>5,020円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア <u>イ及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>1,991,040円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>929,220円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>31</u> <u>1,100円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以	ウ 非住宅建築物の場合	<u>3,360円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>21</u> <u>2,240円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア <u>イからエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>2,064,150円</u> イ 住宅簡易評価低炭素建築物 <u>963,410円</u> <u>ウ</u> 併用評価低炭素建築物 <u>1,</u> <u>513,780円</u> <u>エ</u> 住宅評価低炭素建築物 <u>32</u> <u>2,520円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以	
--------------------	--	--------------------	--	--

	内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>255,000円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>97,920円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>11,220円</u> (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>319,260円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>124,440円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>18,360円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
	内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>264,260円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>100,910円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>11,440円</u> (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>330,840円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>129,000円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>19,760円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	

	ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>412,080円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>163,200円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>30,600円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>587,520円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>264,180円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>89,760円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートル	
	ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>427,600円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>169,580円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>31,210円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>609,670円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>274,660円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>93,630円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートル	

	を超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>724,200円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>345,780円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>142,800円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>855,780円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>415,140円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>179,520円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分に	
	を超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>750,120円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>357,890円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>147,730円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>887,460円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>430,720円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>186,230円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分に	

	あつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>976,140円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>486,540円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>224,400円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,216,860円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>630,360円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>314,160円</u>	
エ 複合建築物の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額	
	あつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,012,300円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>504,590円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>233,040円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,262,000円</u> イ 非住宅簡易評価低炭素建築物 <u>653,370円</u> ウ 非住宅評価低炭素建築物 <u>326,680円</u>	
エ 複合建築物の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額	

(2) 低炭素化促進法第55条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額 <u> </u>を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額 1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める <u>金額</u>に次の区分に応じそれぞれに定める <u>金額</u> <u> </u>を合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の変	(2) 低炭素化促進法第55条第2項において準用する低炭素化促進法第54条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額 <u>と</u>を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額 1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める <u>額</u> <u>と</u>次の区分に応じそれぞれに定める <u>額</u> <u>と</u>を合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の変	
---	--	---	--	--

更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの

- (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 9, 180円
- (イ) _____ 適合性審査を必要とする場合 18, 360円
(新設)

イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

- (ア) (イ) _____ に掲げる場合以外の場合 3 1, 620円

更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの

- (ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 9, 840円
- (イ) 構造計算 適合性審査を必要とする場合 19, 680円
- (ウ) 壁量計算適合性審査を必要とする場合 17, 000円

イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

- (ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 3 2, 830円

	(イ) _____適合性審査 を必要とする場合 <u>57,120</u> <u>円</u> <u>(新設)</u> ウ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____に 掲げる場合以外の場合 <u>3</u> <u>8,760円</u> (イ) _____適合性審査 を必要とする場合 <u>66,300</u> <u>円</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	
	(イ) <u>構造計算</u>適合性審査 を必要とする場合 <u>60,330</u> <u>円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> <u>を必要とする場合 54,120</u> <u>円</u> ウ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (ア) (イ) <u>及び (ウ)</u> に 掲げる場合以外の場合 <u>4</u> <u>1,440円</u> (イ) <u>構造計算</u>適合性審査 を必要とする場合 <u>69,650</u> <u>円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> <u>を必要とする場合 62,600</u> <u>円</u> エ <u>当該申出に係る建築物の床面積（床面積の増加する部分</u>	

エ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの （ア）（イ）に掲げる場合 以外の場合 61,200円 （イ） 適合性審査 を必要とする場合 88,740円	オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの （ア）（イ）に掲げる場合 以外の場合 68,950円 （イ） 構造計算適合性審査 を必要とする場合 94,090円
--	--

四

オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 157,080円

カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 214,200

四

キ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 377,400

四

四

カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円

キ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430

四

ク 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930

四

㇔ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 508,980円

㇕ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 676,260円

㇖ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの 1,103,640円

(2) 建築設備の数に16,320円を乗じて得た額

(3) 工作物の数に26,520円を乗

㇔ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円

㇕ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 722,320円

㇖ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの 1,162,740円

(2) 建築設備の数に17,130円を乗じて得た額

(3) 工作物の数に27,840円を乗

イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加	イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>額と</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加	
---	--	---	--	--

	する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増	
	する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増	

		加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u>			加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>208の16の2 都市の低炭素化の促進に関する法律</u>	<u>低炭素建築物新築等</u>	

			<u>交通省令第86号）第46条</u> <u>の2の規定による低炭素</u> <u>建築物新築等計画の変更</u> <u>が軽微な変更該当して</u> <u>いることを証する書面の</u> <u>交付</u> <u>(1) 低炭素化促進法第5</u> <u>3条第1項に規定する</u> <u>低炭素建築物新築等計</u> <u>画の認定に必要な計算</u> <u>と同様の計算をしない</u> <u>限り、軽微な変更該当</u> <u>しているかどうかの</u> <u>確認をすることができ</u> <u>ない場合</u> <u>(2) その他の場合</u>	計画軽 微変更 該当証 明書交 付手数 料	1件につき 208の16の項の(1)に 定める額 1件につき 420円
208の17 行政不服審査法 （平成26年法律第68号） 第38条第1項（同法第66 条及び関係法律規定にお いて準用する場合を含 む。）の規定による書面 若しくは書類の写し又は 書面の交付	書面の 写し等 交付手 数料	1枚につき 10円（カラーで複写 され、又は出力されたときは、20 円）	208の17 行政不服審査法 （平成26年法律第68号） 第38条第1項（同法第66 条及び関係法律規定にお いて準用する場合を含 む。）の規定による書面 若しくは書類の写し又は 書面の交付	書面の 写し等 交付手 数料	1枚につき 10円（カラーで複写 され、又は出力されたときは、20 円）

208の18 行政不服審査法 第81条第3項において準 用する同法第78条第1項 の規定による主張書面若 しくは資料の写し又は書 面の交付	主張書 面の写 し等交 付手数 料	1枚につき 10円（カラーで複写 され、又は出力されたときは、20 円）	208の18 行政不服審査法 第81条第3項において準 用する同法第78条第1項 の規定による主張書面若 しくは資料の写し又は書 面の交付	主張書 面の写 し等交 付手数 料	1枚につき 10円（カラーで複写 され、又は出力されたときは、20 円）
208の19 建築物省エネ法 <u>第12条第1項又は第13条 第2項</u> の規定による建築 物エネルギー消費性能適 合性判定 <u>(新設)</u>	建築物 エネル ギー消 費性能 適合性 判定手 数料	<u>(新設)</u>	208の19 建築物省エネ法 <u>第11条第1項又は第12条 第2項</u> の規定による建築 物エネルギー消費性能適 合性判定 <u>(1) 一戸建ての住宅 の場合</u>	建築物 エネル ギー消 費性能 適合性 判定手 数料	<u>1件につき次の区分に応じそれぞ れに定める額</u> <u>(1) 当該計画に係る住戸の専用 部分の床面積が200平方メート ル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 40,570円</u> <u>イ 基準省令第1条第1項第2 号イ(2)及びロ(2)に掲げる</u> <u>基準に適合するものとして申 請された建築物(ウに掲げる</u>

					<u>ものを除く。以下この項及び208の20の項において「住宅簡易評価判定建築物」という。） 20,800円</u> <u>ウ 基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の20の項において「併用評価判定建築物」という。） 30,170円</u> <u>エ 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。208の21の項及び208の22の項において同じ。）における当該認定の申請に係る建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「申請建築物」と</u>
--	--	--	--	--	---

					いう。)以外の建築物(以下この項から208の22の項までにおいて「他の建築物」という。)(当該認定に係る建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかを評価する方法及び建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法が同一のものに限る。以下この項及び208の20の項において「向上計画判定建築物」という。) 6,240円 (2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 44,730円 イ 住宅簡易評価判定建築物 21,840円 ウ 併用評価判定建築物 33,2	
--	--	--	--	--	--	--

			90円 エ 向上計画判定建築物 6, 24 0円 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分（基準省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値である場合にあっては、共用部分を除いた部分）をいう。以下この項から208の22の項までにおいて同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 80, 110円 イ 住宅簡易評価判定建築物 38, 490円 ウ 併用評価判定建築物 59, 300円 エ 向上計画判定建築物 11, 440円	
(新設)	(新設)	(2) 共同住宅等の場合		

					(2) <u>当該計画に係る建築物の住</u> <u>宅部分の床面積が300平方メー</u> <u>トルを超え、2,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 134,210円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>66,580円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 99,8</u> <u>70円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 23,9</u> <u>20円</u> (3) <u>当該計画に係る建築物の住</u> <u>宅部分の床面積が2,000平方メ</u> <u>ートルを超え、5,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 227,840円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>119,640円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 173,</u> <u>740円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 52,0</u> <u>20円</u>	
--	--	--	--	--	---	--

					(4) <u>当該計画に係る建築物の住</u> <u>宅部分の床面積が5,000平方メ</u> <u>ートルを超え、10,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 326,680円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>181,020円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 253,</u> <u>850円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 93,6</u> <u>30円</u> (5) <u>当該計画に係る建築物の住</u> <u>宅部分の床面積が10,000平方メ</u> <u>ートルを超え、25,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 631,520円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>321,480円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 475,</u> <u>460円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 139,</u> <u>410円</u>	
--	--	--	--	--	---	--

<u>(新設)</u>	1 件につき次の区分に応じそれぞれ	<u>(3) 非住宅建築物の</u>	<u>(6) 当該計画に係る建築物の住</u> <u>宅部分の床面積が25,000平方メ</u> <u>ートルを超え、50,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 1,120,510円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>547,250円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 833,</u> <u>360円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 212,</u> <u>240円</u> <u>(6) 当該計画に係る建築物の住</u> <u>宅部分の床面積が50,000平方メ</u> <u>ートルを超えるもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 2,064,150円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>963,410円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 1,51</u> <u>3,780円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 322,</u> <u>520円</u>	1 件につき次の区分に応じそれぞれ
--------------------	--------------------------	---------------------------	---	--------------------------

	れに定める額		<u>場合</u>		れに定める額
					<u>(1) 当該計画に係る建築物の</u> <u>非住宅部分の床面積が300平</u> <u>方メートル以内のもの</u> <u>ア イからオまでに掲げるも</u> <u>の以外のもの 264,260円</u> <u>イ 基準省令第1条第1項第</u> <u>1号ロに掲げる基準に適合</u> <u>するものとして申請された</u> <u>建築物（エに掲げるものを</u> <u>除く。以下この項及び208</u> <u>の20の項において「非住宅</u> <u>簡易評価判定建築物」とい</u> <u>う。） 100,910円</u> <u>ウ 基準省令第10条第1号に</u> <u>規定する工場等の用途のみ</u> <u>に供する建築物で基準省令</u> <u>第1条第1項第1号ロに掲</u> <u>げる基準以外の基準に適合</u> <u>するものとして申請された</u> <u>建築物（建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準等を定める省</u> <u>令における算出方法等に係</u> <u>る事項（平成28年国土交通</u>

				<u>省告示第265号。以下この項において「算出告示」という。）別表第2に掲げる係数を適用する設備を有しない建築物を除く。以下この項及び208の20の項において「工場等判定建築物」という。） 27,050円</u> <u>エ 基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物で基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（算出告示別表第2に掲げる係数を適用する設備を有しない建築物を含む。以下この項及び208の20の項において「工場等簡易評価判定建築物」という。） 21,840円</u> <u>オ 向上計画判定建築物 11,440円</u>	
		<u>(1)</u> 当該計画に係る建築物の		<u>(2)</u> 当該計画に係る建築物の	

	非住宅部分の床面積が300平方メートル<u>以上</u> 1,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>319,260円</u> イ <u>基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（エに掲げるものを除く。以下この項及び208の20の項において「簡易評価判定建築物」という。）</u> <u>124,440円</u> ウ <u>基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途のみに供する建築物で基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準に適合するものとして申請された建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下この</u>		非住宅部分の床面積が300平方メートル<u>を超え、</u>1,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>330,840円</u> イ _____ _____ _____ _____ _____ <u>非住宅簡易</u> <u>評価判定建築物</u> _____ <u>129,000円</u> ウ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
--	---	--	---	--

[illegible]

		<u>第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。208の21の項及び208の22の項において同じ。）における当該認定の申請に係る建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「申請建築物」という。）以外の建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「他の建築物」という。）（当該認定に係る建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかを評価する方法及び建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法が同じものに限る。以下この項及び208の20の項において「向上計画判定建築</u>			<u>第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。208の21の項及び208の22の項において同じ。）における当該認定の申請に係る建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「申請建築物」という。）以外の建築物（以下この項から208の22の項までにおいて「他の建築物」という。）（当該認定に係る建築物省エネ法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかを評価する方法及び建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法が同じものに限る。以下この項及び208の20の項において「向上計画判定建築</u>	
--	--	---	--	--	---	--

	物」という。) 18,360円 (2) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも の以外のもの 412,080円 イ 簡易評価判定建築 物 163,200円 ウ 工場等判定建築物 47,9 40円 エ 工場等簡易評価判定建築 物 42,840円 オ 向上計画判定建築物 3 0,600円 (3) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも の以外のもの 587,520円 イ 簡易評価判定建築 物 264,180円 ウ 工場等判定建築物 114,		物」という。) 19,760円 (3) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも の以外のもの 427,600円 イ 非住宅簡易評価判定建築 物 169,580円 ウ 工場等判定建築物 49,9 30円 エ 工場等簡易評価判定建築 物 43,690円 オ 向上計画判定建築物 3 1,210円 (4) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも の以外のもの 609,670円 イ 非住宅簡易評価判定建築 物 274,660円 ウ 工場等判定建築物 118,	
--	---	--	---	--

	<u>240円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>107,100円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>8</u> <u>9,760円</u> (4) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が5,000 平方メートルを超え、1万平 方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも の以外のもの <u>724,200円</u> イ _____簡易評価判定建 築物 <u>345,780円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>168,</u> <u>300円</u> エ 工場等簡易評価判定建 築物 <u>160,140円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>14</u> <u>2,800円</u> (5) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が1万平 方メートルを超え、2万5,00 0平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも	
	<u>600円</u> エ 工場等簡易評価判定建 築物 <u>110,280円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>9</u> <u>3,630円</u> (5) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が5,000 平方メートルを超え、1万平 方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも の以外のもの <u>750,120円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建 築物 <u>357,890円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>174,</u> <u>780円</u> エ 工場等簡易評価判定建 築物 <u>166,460円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>14</u> <u>7,730円</u> (6) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が1万平 方メートルを超え、2万5,00 0平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるも	

	の以外のもの <u>855,780円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>415,140円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>208,080円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>199,920円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>179,520円</u> <u>(6)</u> 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>976,140円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>486,540円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>258,060円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>246,840円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>224,400円</u>	
	の以外のもの <u>887,460円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>430,720円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>216,400円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>207,030円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>186,230円</u> <u>(7)</u> 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>1,012,300円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>504,590円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>267,380円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>256,970円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>233,040円</u>	

	(7) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの アイからオまでに掲げるものの以外のもの <u>1,216,860</u> <u>円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>630,360円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>357,000円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>343,740円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>314,160円</u>	(4) 複合建築物の場合 <u>合</u>	(8) 当該計画に係る建築物の 非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの アイからオまでに掲げるものの以外のもの <u>1,262,000</u> <u>円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>653,370円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>369,340円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>356,850円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>326,680円</u> <u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 <u>左欄の(2)に定める額と同欄の(3)に定める額とを合計した額</u> (2) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 <u>左欄の(3)に定める額</u>	
--	--	----------------------------------	---	--

					<u>(3) 複合建築物のうち住宅部分</u> <u>のみについて判定を受けようと</u> <u>する場合 左欄の(2)に定める</u> <u>額</u>
208の20 建築物省エネ法 <u>第12条第2項又は第13条</u> <u>第3項</u> の規定による変更 後の建築物エネルギー消 費性能確保計画に関する 建築物エネルギー消費性 能適合性判定 <u>(新設)</u>	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 変更判 定手数 料		208の20 建築物省エネ法 <u>第11条第2項又は第12条</u> <u>第3項</u> の規定による変更 後の建築物エネルギー消 費性能確保計画に関する 建築物エネルギー消費性 能適合性判定 <u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>の場合</u>	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 変更判 定手数 料	<u>1件につき次の区分に応じそれぞ</u> <u>れに定める額</u> <u>(1) 当該計画の変更に係る住</u> <u>戸の専用部分の床面積の2分の</u> <u>1（床面積の増加する部分にあ</u> <u>っては、当該増加する部分の床</u> <u>面積）が200平方メートル以内</u> <u>のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 40,570円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>20,800円</u>

(新設)		(2) 共同住宅等の場合	<u>ウ 併用評価判定建築物 30, 1</u> <u>70円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 6, 24</u> <u>0円</u> <u>(2) 当該計画の変更に係る住戸</u> <u>の専用部分の床面積の2分の1</u> <u>(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) が200平方メートルを超えるもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 44, 730円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>21, 840円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 33, 2</u> <u>90円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 6, 24</u> <u>0円</u> <u>1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床</u>	
-------------	--	---------------------	---	--

					面積)が300平方メートル以内 のもの
					ア イからエまでに掲げるもの 以外のもの 80,110円
					イ 住宅簡易評価判定建築物 38,490円
					ウ 併用評価判定建築物 59,3 00円
					エ 向上計画判定建築物 11,4 40円
					(2) 当該計画の変更に係る建築 物の住宅部分の床面積の2分の 1(床面積の増加する部分にあ っては、当該増加する部分の床 面積)が300平方メートルを超 え、2,000平方メートル以内の もの
					ア イからエまでに掲げるもの 以外のもの 134,210円
					イ 住宅簡易評価判定建築物 66,580円
					ウ 併用評価判定建築物 99,8 70円
					エ 向上計画判定建築物 23,9

					<u>20円</u> (3) <u>当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 227,840円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>119,640円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 173,740円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 52,020円</u> (4) <u>当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u>	
--	--	--	--	--	---	--

					<u>以外のもの 326,680円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>181,020円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 253,</u> <u>850円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 93,6</u> <u>30円</u> <u>(5) 当該計画の変更に係る建築</u> <u>物の住宅部分の床面積の2分の</u> <u>1（床面積の増加する部分にあ</u> <u>っては、当該増加する部分の床</u> <u>面積）が1万平方メートルを超</u> <u>え、2万5,000平方メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 631,520円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>321,480円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 475,</u> <u>460円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 139,</u> <u>410円</u> <u>(6) 当該計画の変更に係る建築</u> <u>物の住宅部分の床面積の2分の</u>
--	--	--	--	--	--

					<u>1（床面積の増加する部分にあ</u> <u>っては、当該増加する部分の床</u> <u>面積）が2万5,000平方メート</u> <u>ルを超え、5万平方メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 1,120,510円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>547,250円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 833,</u> <u>360円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 212,</u> <u>240円</u> <u>(7) 当該計画の変更に係る建築</u> <u>物の住宅部分の床面積の2分の</u> <u>1（床面積の増加する部分にあ</u> <u>っては、当該増加する部分の床</u> <u>面積）が5万平方メートルを超</u> <u>えるもの</u> <u>ア イからエまでに掲げるもの</u> <u>以外のもの 2,064,150円</u> <u>イ 住宅簡易評価判定建築物</u> <u>963,410円</u> <u>ウ 併用評価判定建築物 1,51</u>	
--	--	--	--	--	--	--

<u>(新設)</u>	1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) が300平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>255,000円</u> イ <u>簡易評価判定建築物</u> <u>97,920円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>25,500円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>21,420円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>11,220円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する	<u>(3) 非住宅建築物の場合</u>	<u>3,780円</u> <u>エ 向上計画判定建築物 322,520円</u> 1 件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) が300平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>264,260円</u> イ <u>非住宅簡易評価判定建築物</u> <u>100,910円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>27,050円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>21,840円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>11,440円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する	
--------------------	---	-----------------------------	---	--

	部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>319,260円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>124,440円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>34,680円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>29,580円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>18,360円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>412,080円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物	
	部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>330,840円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>129,000円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>36,410円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>31,210円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>19,760円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>427,600円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物	

	物 <u>163,200円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>47,940円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>42,840円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>30,600円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを越え、5,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>587,520円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>264,180円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>114,240円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>107,100円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>89,760円</u>	
	物 <u>169,580円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>49,930円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>43,690円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>31,210円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを越え、5,000平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>609,670円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>274,660円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>118,600円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>110,280円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>93,630円</u>	

	(5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの アイからオまでに掲げるものの以外のもの <u>724,200円</u> イ <u>簡易評価判定建築物 345,780円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>168,300円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>160,140円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>142,800円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	
	(5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの アイからオまでに掲げるものの以外のもの <u>750,120円</u> イ <u>非住宅簡易評価判定建築物 357,890円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>174,780円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>166,460円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>147,730円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	

	ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>855,780円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>415,140円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>208,080円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>199,920円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>179,520円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>976,140円</u> イ <u> </u>簡易評価判定建築物 <u>486,540円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>258,060円</u>	
	ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>887,460円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>430,720円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>216,400円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>207,030円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>186,230円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>1,012,300円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>504,590円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>267,380円</u>	

(新設)	エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>246,840円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>22</u> <u>4,400円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>1,216,860</u> <u>円</u> イ _____簡易評価判定建築物 <u>630,360円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>357,000円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>343,740円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>31</u> <u>4,160円</u>	(4) 複合建築物の場合	エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>256,970円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>23</u> <u>3,040円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イからオまでに掲げるものの以外のもの <u>1,262,000</u> <u>円</u> イ <u>非住宅</u>簡易評価判定建築物 <u>653,370円</u> ウ 工場等判定建築物 <u>369,340円</u> エ 工場等簡易評価判定建築物 <u>356,850円</u> オ 向上計画判定建築物 <u>32</u> <u>6,680円</u> <u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以</u>
-------------	--	---------------------	---

					<u>外の場合 左欄の(2)に定める額と同欄の(3)に定める額とを合計した額</u> <u>(2) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 左欄の(3)に定める額</u> <u>(3) 複合建築物のうち住宅部分のみについて判定を受けようとする場合 左欄の(2)に定める額</u>
208の21 建築物省エネ法 <u>第34条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合	建築物 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額	208の21 建築物省エネ法 <u>第29条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 ア 一戸建ての住宅の場合	建築物 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額

(1) 当該計画に係る住戸の専用
部分の床面積が200平方メー
トル以内のもの

ア イ及びウ に掲げるもの
以外のもの 38,760円

イ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に掲げる基準に
適合するものとして申請され
た建築物 (ウ に掲げるものを
除く。以下この項及び208の2
の項において「住宅簡易評
価向上計画建築物」とい
う。) 20,400円

(新設)

ウ 登録住宅性能評価機関 が
建築物省エネ法 第35条第1項

(1) 当該計画に係る住戸の専用
部分の床面積が200平方メー
トル以内のもの

ア イからエまで に掲げるもの
以外のもの 40,570円

イ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に掲げる基準に
適合するものとして申請され
た建築物 (エ に掲げるものを
除く。以下この項及び208の2
の項において「住宅簡易評
価向上計画建築物」とい
う。) 20,800円

ウ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(1)又は同号イ(1)
及びロ(2)に掲げる基準のい
ずれかに適合するものとして
申請された建築物 (エに掲げ
るものを除く。以下この項及
び208の22の項において「併
用評価向上計画建築物」とい
う。) 30,170円

エ 登録住宅性能評価機関 等 が
建築物省エネ法 第30条第1項

イ 共同住宅等の場合	<u>各号</u>に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物 (以下この項及び208の22の項において「住宅評価向上計画建築物」という。) <u>6,120円</u> (2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの ア <u>イ及びウ</u>に掲げるもの以外のもの <u>42,840円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>21,420円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>6,120円</u> 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分 <u>(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分(基準省令第4条第3項に規定する</u>	イ 共同住宅等の場合	<u>各号</u>に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物 (以下この項及び208の22の項において「住宅評価向上計画建築物」という。) <u>6,240円</u> (2) 当該計画に係る住戸の専用部分の床面積が200平方メートルを超えるもの ア <u>イからエまで</u>に掲げるもの以外のもの <u>44,730円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>21,840円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> <u>33,290円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>6,240円</u> 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画に係る建築物の住宅部分 _____ _____ _____
------------	---	------------	---

	<u>設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値である場合にあっては、共用部分を除いた部分）をいう。以下この項から208の23の項までにおいて同じ。）</u>の床面積が300平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u>に掲げるもの以外のもの <u>77,520円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>36,720円</u> <u>（新設）</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>11,220円</u> (2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u>に掲げるもの以外のもの <u>129,540円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>64,260円</u> <u>（新設）</u>	
	_____の床面積が300平方メートル以内のもの ア <u>イからエまで</u>に掲げるもの以外のもの <u>80,110円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>38,490円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> <u>59,300円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>11,440円</u> (2) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア <u>イからエまで</u>に掲げるもの以外のもの <u>134,210円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>66,580円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u>	

	<u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 22,440円 (3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの 219,300円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 115,260円 (新設) <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 51,000円 (4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの 314,160円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 174,420円 (新設)	
	99,870円 <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 23,920円 (3) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの 227,840円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 119,640円 <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> 173,740円 <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 52,020円 (4) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの 326,680円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 181,020円 <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u>	

	<u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 89,760円 (5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの 608,940円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 310,080円 (新設) <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 134,640円 (6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの 1,080,180円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 527,340円 (新設)	
	253,850円 <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 93,630円 (5) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの 631,520円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 321,480円 <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> 475,460円 <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 139,410円 (6) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの 1,120,510円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 547,250円 <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u>	

ウ 非住宅建築物の場合	エ 住宅評価向上計画建築物 205,020円 (7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 1,991,040円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 929,220円 (新設) ウ 住宅評価低炭素建築物 311,100円 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 255,000円 イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の	ウ 非住宅建築物の場合	833,360円 エ 住宅評価向上計画建築物 212,240円 (7) 当該計画に係る建築物の住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イからエまでに掲げるもの以外のもの 2,064,150円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 963,410円 ウ 併用評価向上計画建築物 1,513,780円 エ 住宅評価向上計画建築物 322,520円 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの 264,260円 イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)(非住宅部分の
--------------------	--	--------------------	--

	全部を同号に規定する工場等の用途のみに供する場合にあつては、同号ロ(2))に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の22の項において「非住宅簡易評価向上計画建築物」という。） <u>97,920円</u> ウ 登録省エネ判定機関が建築物省エネ法<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準<u> </u>に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の22の項において「非住宅評価向上計画建築物」という。） <u>11,220円</u> (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>319,260円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建	
	全部を同号に規定する工場等の用途のみに供する場合にあつては、同号ロ(2))に掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（ウに掲げるものを除く。以下この項及び208の22の項において「非住宅簡易評価向上計画建築物」という。） <u>100,910円</u> ウ 登録省エネ判定機関が建築物省エネ法<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準<u>のいずれか</u>に適合すると認めた計画に係る建築物（以下この項及び208の22の項において「非住宅評価向上計画建築物」という。） <u>11,440円</u> (2) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>330,840円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建	

	建築物 <u>124,440円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>18,360円</u> (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>412,080円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>163,200円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>30,600円</u> (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>587,520円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>264,180円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>89,760円</u> (5) 当該計画に係る建築物の非	
	建築物 <u>129,000円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>19,760円</u> (3) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>427,600円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>169,580円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>31,210円</u> (4) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>609,670円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>274,660円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>93,630円</u> (5) 当該計画に係る建築物の非	

	住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>724,200円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>345,780円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>142,800円</u> (6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>855,780円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>415,140円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>179,520円</u> (7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外	
	住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>750,120円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>357,890円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>147,730円</u> (6) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>887,460円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>430,720円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>186,230円</u> (7) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外	

	のもの <u>976,140円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>486,540円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>224,400円</u> (8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,216,860円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>630,360円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>314,160円</u>		のもの <u>1,012,300円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>504,590円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>233,040円</u> (8) 当該計画に係る建築物の非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,262,000円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>653,370円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>326,680円</u>	
エ 複合建築物の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額<u>を</u>合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部	エ 複合建築物の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額<u>と</u>を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部	

オ 申請建築物及び他の建築物 (2) 建築物省エネ法第35条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額 1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに左欄のアからエまでに定める額を合計した額 1 件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める金額に次の区分に応じそれぞれに定める金額を合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートル以内のもの (ア) (イ) _____に掲げる場合以外の場合 9,180円 (イ) _____適合性審査を必要とする場合 18,360	オ 申請建築物及び他の建築物 (2) 建築物省エネ法第30条第2項の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額 1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに左欄のアからエまでに定める額を合計した額 1 件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートル以内のもの (ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 9,840円 (イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 19,680	
---	---	---	---	--

円
(新設)

イ 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 3
1,620円

(イ) 適合性審査を必要とする場合 57,120

円
(新設)

ウ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 3
8,760円

円
(ウ) 壁量計算適合性審査
を必要とする場合 17,000

円

イ 当該申出に係る建築物の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 3
2,830円

(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 60,330

円
(ウ) 壁量計算適合性審査
を必要とする場合 54,120

円

ウ 当該申出に係る建築物の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 4
1,440円

	(イ) _____適合性審査 を必要とする場合 <u>66,300</u> <u>円</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>		(イ) <u>構造計算</u>適合性審査 を必要とする場合 <u>69,650</u> <u>円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> を必要とする場合 <u>62,600</u> <u>円</u> <u>エ 当該申出に係る建築物の床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</u> <u>(ア) (イ) 及び (ウ) に掲げる場合以外の場合 6</u> <u>8,950円</u> <u>(イ) 構造計算適合性審査</u> を必要とする場合 <u>94,090</u> <u>円</u> <u>(ウ) 壁量計算適合性審査</u> を必要とする場合 <u>84,420</u> <u>円</u>	
	<u>エ 当該申出に係る建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>(ア) (イ) に掲げる場合</u>		<u>オ 当該申出に係る建築物の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</u> <u>(ア) (イ) に掲げる場合</u>	

	<u>以外の場合 61,200円</u> <u>(イ) 適合性審査</u> <u>を必要とする場合 88,740円</u> <u>ロ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>157,080円</u> <u>カ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>214,200円</u> <u>キ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>377,400円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>508,980円</u> <u>ケ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>676,260円</u>	
	<u>以外の場合 68,950円</u> <u>(イ) 構造計算適合性審査</u> <u>を必要とする場合 94,090円</u> <u>ロ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,540円</u> <u>カ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>227,430円</u> <u>キ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの <u>405,930円</u> <u>ク</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>541,350円</u> <u>ケ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>722,320円</u>	

イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	<u>コ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>1,103,640円</u> (2) 建築設備の数に<u>23,460円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>38,490円</u>を乗じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のも	イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	<u>サ</u> 当該申出に係る建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>1,162,740円</u> (2) 建築設備の数に<u>24,630円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>39,620円</u>を乗じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じそれぞれに定める <u>額と</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のも	
---	--	---	---	--

		の <u>142,800円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u>			の <u>149,940円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u>	
208の22 建築物省エネ法	建築物		208の22 建築物省エネ法	建築物		
<u>第36条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費	エネルギー消費		<u>第31条第1項</u> の規定による建築物エネルギー消費	エネルギー消費		
性能向上計画の変更の認	費性能		性能向上計画の変更の認	費性能		

定の申請に対する審査	向上計画変更認定申請手数料		定の申請に対する審査	向上計画変更認定申請手数料	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合			(1) (2)に掲げる場合以外の場合		
ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額		ア 一戸建ての住宅の場合	1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額	
	(1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が 200 平方メートル以内のもの			(1) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の 2 分の 1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) が 200 平方メートル以内のもの	
	ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>38,760円</u>			ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>40,570円</u>	
	イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>20,400円</u>			イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>20,800円</u>	
	<u>(新設)</u>			<u>ウ 併用評価向上計画建築物</u>	
				<u>30,170円</u>	
	<u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>6,120円</u>			<u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>6,240円</u>	

イ 共同住宅等の場合	(2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超えるもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの以外のもの <u>42,840円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>21,420円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>6,120円</u> 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの	イ 共同住宅等の場合	(2) 当該計画の変更に係る住戸の専用部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超えるもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの以外のもの <u>44,730円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>21,840円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> <u>33,290円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>6,240円</u> 1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの	
------------	---	------------	---	--

	以外のもの <u>77,520円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>36,720円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>11,220円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの <u>129,540円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>64,260円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>22,440円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の	
	以外のもの <u>80,110円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>38,490円</u> <u>ウ</u> 併用評価向上計画建築物 <u>59,300円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>11,440円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの <u>134,210円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>66,580円</u> <u>ウ</u> 併用評価向上計画建築物 <u>99,870円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>23,920円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の	

	1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの 以外のもの <u>219,300円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>115,260円</u> <u>（新設）</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>51,000円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ <u>及びウ</u> に掲げるもの 以外のもの <u>314,160円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>174,420円</u>	
	1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの 以外のもの <u>227,840円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>119,640円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> <u>173,740円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>52,020円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ <u>からエまで</u> に掲げるもの 以外のもの <u>326,680円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>181,020円</u>	

	<u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 89,760円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア <u>イ及びウ</u> に掲げるもの 以外のもの 608,940円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 310,080円 <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 134,640円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートル以内のもの	
	<u>ウ</u> 併用評価向上計画建築物 253,850円 <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 93,630円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア <u>イからエまで</u> に掲げるもの 以外のもの 631,520円 イ 住宅簡易評価向上計画建築物 321,480円 <u>ウ</u> 併用評価向上計画建築物 475,460円 <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 139,410円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートル以内のもの	

	ルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの <u>1,080,180円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>527,340円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>205,020円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イ<u>及びウ</u>に掲げるもの 以外のもの <u>1,991,040円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>929,220円</u> <u>(新設)</u> <u>ウ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>311,100円</u>	
	トルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの <u>1,120,510円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>547,250円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> <u>833,360円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>212,240円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの ア イ<u>からエまで</u>に掲げるもの 以外のもの <u>2,064,150円</u> イ 住宅簡易評価向上計画建築物 <u>963,410円</u> <u>ウ 併用評価向上計画建築物</u> <u>1,513,780円</u> <u>エ</u> 住宅評価向上計画建築物 <u>322,520円</u>	

ウ 非住宅建築物の場合	1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>255,000円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>97,920円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>11,220円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>319,260円</u>	ウ 非住宅建築物の場合	1 件につき申請建築物又は他の建築物ごとに次の区分に応じそれぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>264,260円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>100,910円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>11,440円</u> (2) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>330,840円</u>	
--------------------	---	--------------------	--	--

	イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>124,440円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>18,360円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>412,080円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>163,200円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>30,600円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	
	イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>129,000円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>19,760円</u> (3) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>427,600円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>169,580円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>31,210円</u> (4) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	

	ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>587,520円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>264,180円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>89,760円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>724,200円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>345,780円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>142,800円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを	
	ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>609,670円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>274,660円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>93,630円</u> (5) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの <u>750,120円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>357,890円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>147,730円</u> (6) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを	

	超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>855,780円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>415,140円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>179,520円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>976,140円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>486,540円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>224,400円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分に	
	超え、2万5,000平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>887,460円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>430,720円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>186,230円</u> (7) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,012,300円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>504,590円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>233,040円</u> (8) 当該計画の変更に係る建築物の非住宅部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分に	

	あつては、当該増加する部分の床面積)が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,216,860円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>630,360円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>314,160円</u>		あつては、当該増加する部分の床面積)が5万平方メートルを超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外のもの <u>1,262,000円</u> イ 非住宅簡易評価向上計画建築物 <u>653,370円</u> ウ 非住宅評価向上計画建築物 <u>326,680円</u>	
エ 複合建築物の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額<u> </u>を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額	エ 複合建築物の場合	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 左欄のイに定める額と同欄のウに定める額<u>と</u>を合計した額 (2) 複合建築物のうち住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のイに定める額 (3) 複合建築物のうち非住宅部分のみについて認定を受けようとする場合 左欄のウに定める額	
オ 申請建築物及び他の建築物	1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに左欄のアからエまでに	オ 申請建築物及び他の建築物	1件につき申請建築物又は他の建築物ごとに左欄のアからエまでに	

(2) 建築物省エネ法<u>第36条第2項</u>において準用する建築物省エネ法<u>第35条第2項</u>の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	定める額を合計した額 1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>に次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの （ア）（イ） _____ に掲げる場合以外の場合 <u>9,180円</u> （イ） _____ 適合性審査を必要とする場合 <u>18,360</u>	(2) 建築物省エネ法<u>第31条第2項</u>において準用する建築物省エネ法<u>第30条第2項</u>の申出を行う建築物の場合 ア イに掲げる場合以外の場合	定める額を合計した額 1件につき、左欄の(1)のアからエまでの区分に応じそれぞれに定める<u>額</u>と次の区分に応じそれぞれに定める<u>額</u>を合計した額を加えた額 (1) 建築物（(2)又は(3)に掲げる部分を除く。）に係る額 ア 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートル以内のもの （ア）（イ） <u>及び（ウ）</u> に掲げる場合以外の場合 <u>9,840円</u> （イ） <u>構造計算</u>適合性審査を必要とする場合 <u>19,680</u>
---	--	---	--

円
(新設)

イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 3
1,620円

(イ) 適合性審査を必要とする場合 57,120

円
(新設)

ウ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部

円
(ウ) 壁量計算適合性審査
を必要とする場合 17,000

円

イ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(ア) (イ) 及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 3
2,830円

(イ) 構造計算適合性審査を必要とする場合 60,330

円
(ウ) 壁量計算適合性審査
を必要とする場合 54,120

円

ウ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部

分の床面積) が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ) _____ に
掲げる場合以外の場合 3
8,760円

(イ) _____ 適合性審査
を必要とする場合 66,300
円
(新設)

(新設)

分の床面積) が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(ア) (イ) 及び(ウ) に
掲げる場合以外の場合 4
1,440円

(イ) 構造計算 適合性審査
を必要とする場合 69,650
円

(ウ) 壁量計算 適合性審査
を必要とする場合 62,600
円

エ 当該申出に係る建築物の変
更に係る部分の床面積の2分
の1 (床面積の増加する部分
にあつては、当該増加する部
分の床面積) が200平方メー
トルを超え、300平方メー
トル以内のもの

(ア) (イ) 及び(ウ) に
掲げる場合以外の場合 6
8,950円

(イ) 構造計算 適合性審査
を必要とする場合 94,090

エ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

（ア） （イ）に掲げる場合

以外の場合 61,200円

（イ） 適合性審査

を必要とする場合 88,740

ロ

オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 157,080円

カ 当該申出に係る建築物の変

ロ

（ウ） 壁量計算適合性審査

を必要とする場合 84,420

ロ

オ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

（ア） （イ）に掲げる場合

以外の場合 68,950円

（イ） 構造計算適合性審査

を必要とする場合 94,090

ロ

カ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 166,540円

キ 当該申出に係る建築物の変

更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 214,200

円

キ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 377,400

円

ク 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 508,980円

ケ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分

更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 227,430

円

ク 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 405,930

円

ケ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 541,350円

コ 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分

イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>676,260円</u> <u>コ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの <u>1,103,640円</u> (2) 建築設備の数に<u>16,320円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>26,520円</u>を乗じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の	イ 基準法第6条の3 第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める建築物の場合	の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>722,320円</u> <u>サ</u> 当該申出に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が5万平方メートルを超えるもの <u>1,162,740円</u> (2) 建築設備の数に<u>17,130円</u>を乗じて得た額 (3) 工作物の数に<u>27,840円</u>を乗じて得た額 1件につき左欄のアに定める額と基準法第6条の3第1項ただし書の規定による建築主事等の審査を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の
---	---	---	---

	建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>金額</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が200平方メートル以内のもの <u>119,440円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>142,800円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1	
	建築物とみなす。) ごとに次の区分に応じそれぞれに定める<u>額と</u>を合計した額 (1) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が200平方メートル以内のもの <u>125,410円</u> (2) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積) が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>149,940円</u> (3) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1 (床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1	

	1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>166,050円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>189,410円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>226,330円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加	
	1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの <u>174,350円</u> (4) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの <u>198,880円</u> (5) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの <u>237,640円</u> (6) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加	

		する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>300,590円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの <u>552,120円</u>			する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの <u>315,610円</u> (7) 当該審査を求める建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が5万平方メートルを超えるもの <u>579,720円</u>	
<u>208の23 建築物省エネ法</u> <u>第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</u> <u>(1) 一戸建て住宅の場合</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</u>	<u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) 当該建築物の住戸の専用部分の床面積が200平方メートル</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	

		<u>以内のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 38,760円</u> <u>イ 当該建築物の住宅部分が基</u> <u>準省令第1条第2号イ(2)及</u> <u>びロ(2)又は同号イ(3)及びロ</u> <u>(3)に掲げる基準に適合する</u> <u>ものとして申請された建築物</u> <u>(ウに掲げるものを除く。以</u> <u>下この項において「住宅簡易</u> <u>評価建築物」という。)</u> 2 <u>0,400円</u> <u>ウ 登録住宅性能評価機関が建</u> <u>築物省エネ法第2条第1項第</u> <u>3号に規定する建築物エネル</u> <u>ギー消費性能基準（以下この</u> <u>項において「省エネ基準」と</u> <u>いう。）に適合すると認めた</u> <u>建築物又は品確法第6条第3</u> <u>項に規定する建設住宅性能評</u> <u>価書（日本住宅性能表示基準</u> <u>別表1に掲げる断熱等性能等</u> <u>級4及び一次エネルギー消費</u> <u>量等級4若しくは等級5に適</u>				
--	--	--	--	--	--	--

		合しているもの又は建築物省 エネ法の施行の際現に存する 建築物で同表に掲げる一次エ ネルギー消費量等級3、等級 4若しくは等級5に適合して いるものに限る。)の交付を 受けた建築物(以下この項に おいて「住宅評価認定表示建 築物」という。) 6,120円 (2) 当該建築物の住戸の専用部 分の床面積が200平方メートル を超えるもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの 42,840円 イ 住宅簡易評価建築物 21,4 20円 ウ 住宅評価認定表示建築物 6,120円				
(2) 共同住宅等の場合		1件につき次の区分に応じそれぞ れに定める額 (1) 当該建築物の住宅部分の床 面積が300平方メートル以内の もの ア イ及びウに掲げるもの以外				

		<u>のもの 77,520円</u> <u>イ 住宅簡易評価建築物 36,7</u> <u>20円</u> <u>ウ 住宅評価認定表示建築物</u> <u>11,220円</u> <u>(2) 当該建築物の住宅部分の床</u> <u>面積が300平方メートルを超</u> <u>え、2,000平方メートル以内の</u> <u>もの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 129,540円</u> <u>イ 住宅簡易評価建築物 64,2</u> <u>60円</u> <u>ウ 住宅評価認定表示建築物</u> <u>22,440円</u> <u>(3) 当該建築物の住宅部分の床</u> <u>面積が2,000平方メートルを超</u> <u>え、5,000平方メートル以内の</u> <u>もの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 219,300円</u> <u>イ 住宅簡易評価建築物 115,</u> <u>260円</u> <u>ウ 住宅評価認定表示建築物</u>				
--	--	--	--	--	--	--

		51,000円				
		(4) 当該建築物の住宅部分の床 面積が5,000平方メートルを超 え、1万平方メートル以内のも の ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの 314,160円 イ 住宅簡易評価建築物 174, 420円 ウ 住宅評価認定表示建築物 89,760円				
		(5) 当該建築物の住宅部分の床 面積が1万平方メートルを超 え、2万5,000平方メートル以 内のもの ア イ及びウに掲げるもの以外 のもの 608,940円 イ 住宅簡易評価建築物 310, 080円 ウ 住宅評価認定表示建築物 134,640円				
		(6) 当該建築物の住宅部分の床 面積が2万5,000平方メートル を超え、5万平方メートル以内				

(3) 非住宅建築物の場合	<u>のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 1,080,180円</u> <u>イ 住宅簡易評価建築物 527,</u> <u>340円</u> <u>ウ 住宅評価認定表示建築物</u> <u>205,020円</u> (7) <u>当該建築物の住宅部分の床</u> <u>面積が5万平方メートルを超え</u> <u>るもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 1,991,040円</u> <u>イ 住宅簡易評価建築物 929,</u> <u>220円</u> <u>ウ 住宅評価認定表示建築物</u> <u>311,100円</u> 1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) <u>当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が300平方メートル以内</u> <u>のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 255,000円</u> <u>イ 当該建築物の非住宅部分が</u>				
----------------------	--	--	--	--	--

		<u>基準省令第1条第1号ロに掲げる基準に適合するものとして申請された建築物（ウに掲げるものを除く。以下この項において「非住宅簡易評価建築物」という。） 97,920円</u> <u>ウ 登録省エネ判定機関が省エネ基準に適合すると認めた建築物又は建築物省エネ法第12条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受け、若しくは低炭素化促進法若しくは建築物省エネ法の規定に基づき同項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなして同項の規定が適用され、かつ、基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けた建築物のいずれかに該当する建築物（以下この項において「非住宅評価認定表示建築物」という。） 11,220円</u>				
--	--	--	--	--	--	--

	<u>(2) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が300平方メートルを超</u> <u>え、1,000平方メートル以内の</u> <u>もの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 319,260円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 12</u> <u>4,440円</u> <u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>18,360円</u> <u>(3) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が1,000平方メートルを</u> <u>超え、2,000平方メートル以内</u> <u>のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 412,080円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 16</u> <u>3,200円</u> <u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>30,600円</u> <u>(4) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が2,000平方メートルを</u> <u>超え、5,000平方メートル以内</u> <u>のもの</u>				
--	--	--	--	--	--

		<u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 587,520円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 26</u> <u>4,180円</u> <u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>89,760円</u> <u>(5) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が5,000平方メートルを</u> <u>超え、1万平方メートル以内の</u> <u>もの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 724,200円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 34</u> <u>5,780円</u> <u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>142,800円</u> <u>(6) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が1万平方メートルを超</u> <u>え、2万5,000平方メートル以</u> <u>内のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 855,780円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 41</u> <u>5,140円</u>				
--	--	--	--	--	--	--

	<u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>179,520円</u> <u>(7) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 976,140円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 48</u> <u>6,540円</u> <u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>224,400円</u> <u>(8) 当該建築物の非住宅部分の</u> <u>床面積が5万平方メートルを超えるもの</u> <u>ア イ及びウに掲げるもの以外</u> <u>のもの 1,216,860円</u> <u>イ 非住宅簡易評価建築物 63</u> <u>0,360円</u> <u>ウ 非住宅評価認定表示建築物</u> <u>314,160円</u>				
<u>(4) 複合建築物の場合</u>	<u>1件につき、左欄の(2)に定める</u> <u>額に同欄の(3)に定める額を合計</u> <u>した額</u>				

<u>208の24</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第11条</u>の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 <u>（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更に該当しているかどうかの確認をすることができない場合における当該書面の交付に限る。）</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	208の20の項に定める額	<u>208の23</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第11条</u>の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 <u>（1）建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更に該当しているかどうかの確認をすることができない場合</u> <u>（2）その他の場合</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	<u>1件につき</u> 208の20の項に定める額 <u>1件につき</u> 420円	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>208の24</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による建築物エ	建築物エネルギー消費性能		

			<u>エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付</u>	<u>向上計画軽微変更該当証明書交付手数料</u>	
			<u>(1) 建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に必要な計算と同様の計算をしない限り、軽微な変更に該当しているかどうかの確認をすることができない場合</u>		<u>1件につき 208の22の項の(1)に定める額</u>
			<u>(2) その他の場合</u>		<u>1件につき 420円</u>
208の25～213の2 略			208の25～213の2 略		

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）新旧対照表（第4条関係）

<u>第3条による改正後</u>			改正後			備考
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
事務	手数料 名称	手数料の額	事務	手数料 名称	手数料の額	
1～150 略			1～150 略			
151 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該工事に係る盛土又は切土（以下この項及び152の項において「造成」という。）をする土地の面積（以下この項及び152の項において「造成面積」という。）が500平方メートル以内のもの <u>12,850円</u> (2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>22,490円</u> (3) 造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>33,200円</u> (4) 造成面積が2,000平方メートルを超え<u>5,000平方メートル</u>以内のもの <u>50,330円</u> (新設) (5) 造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <u>71,750円</u> (6) 造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの <u>117,810円</u> (7) 造成面積が2万平方メー	151 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成・特定盛土等工事許可申請手数料	1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額 (1) 当該工事に係る盛土又は切土（以下この項、<u>152の項及び152の3の項</u>において「造成」という。）をする土地の面積（以下この項、<u>152の項及び152の3の項</u>において「造成面積」という。）が500平方メートル以内のもの <u>14,150円</u> (2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>24,060円</u> (3) 造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>36,560円</u> (4) 造成面積が2,000平方メートルを超え<u>3,000平方メートル</u>以内のもの <u>53,810円</u> (5) <u>造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>69,300円</u> (6) 造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <u>93,440円</u> (7) 造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの <u>146,470円</u> (8) 造成面積が2万平方メー	

		トルを超え4万平方メートル以内のもの <u>182,070円</u> <u>(8)</u> 造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの <u>267,750円</u> <u>(9)</u> 造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの <u>364,140円</u> <u>(10)</u> 造成面積が10万平方メートルを超えるもの <u>449,820円</u>			トルを超え4万平方メートル以内のもの <u>227,600円</u> <u>(9)</u> 造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの <u>365,670円</u> <u>(10)</u> 造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの <u>524,410円</u> <u>(11)</u> 造成面積が10万平方メートルを超えるもの <u>701,270円</u>	
<u>(新設)</u>			<u>151の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</u>	<u>土石堆積工事許可申請手数料</u>	<u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) 当該工事に係る土石の堆積を行う土地の面積（以下この項及び152の2の項において「堆積面積」という。）が500平方メートル以内のもの 12,040円</u> <u>(2) 堆積面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 15,050円</u> <u>(3) 堆積面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 18,070円</u> <u>(4) 堆積面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 22,370円</u> <u>(5) 堆積面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 30,110円</u> <u>(6) 堆積面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35,280円</u> <u>(7) 堆積面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 42,160円</u> <u>(8) 堆積面積が2万平方メー</u>	

					<u>トルを超え4万平方メートル以内のもの 55,930円</u> <u>(9) 堆積面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 75,720円</u> <u>(10) 堆積面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 112,730円</u> <u>(11) 堆積面積が10万平方メートルを超えるもの 140,260円</u>	
152 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可又は同法第35条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 (1) 造成に関する工事の設計に変更がある場合 ア 新たな土地の造成がない場合	宅地造成・特定盛土等工事変更許可申請手数料	1件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る造成面積が500平方メートル以内のもの <u>1,280円</u> イ 当該変更後の工事に係る造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>2,240円</u> ウ 当該変更後の工事に係	152 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可又は同法第35条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 (1) 造成に関する工事の設計に変更がある場合 ア 新たな土地の造成がない場合	宅地造成・特定盛土等工事変更許可申請手数料	1件につき次に掲げる額を合計した額 (1) 次の区分に応じそれぞれに定める額 ア 当該変更後の工事に係る造成面積が500平方メートル以内のもの <u>1,410円</u> イ 当該変更後の工事に係る造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>2,400円</u> ウ 当該変更後の工事に係	

		る造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>3,320 円</u> エ 当該変更後の工事に係る造成面積が2,000平方メートルを超え <u>5,000 平方メートル</u> 以内のもの <u>5,030 円</u> <u>(新設)</u>			る造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>3,650 円</u> エ 当該変更後の工事に係る造成面積が2,000平方メートルを超え <u>3,000 平方メートル</u> 以内のもの <u>5,380 円</u> オ 当該変更後の工事に係る造成面積が <u>3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの</u> <u>6,930 円</u> カ 当該変更後の工事に係る造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <u>9,340 円</u> キ 当該変更後の工事に係る造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの <u>14,640 円</u> ク 当該変更後の工事に係る造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの <u>22,760 円</u> ケ 当該変更後の工事に係る造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの <u>36,560 円</u> コ 当該変更後の工事に係る造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	
		オ 当該変更後の工事に係る造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <u>7,170 円</u> カ 当該変更後の工事に係る造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの <u>11,780 円</u> キ 当該変更後の工事に係る造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの <u>18,200 円</u> ク 当該変更後の工事に係る造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの <u>26,770 円</u> ケ 当該変更後の工事に係る造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの				

イ 新たな土地の造成がある場合	<u>36,410 円</u> <u>コ</u> 当該変更後の工事に係る造成面積が 10 万平方メートルを超えるもの <u>44,980 円</u> (2) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、<u>10,710 円</u> 1 件につき次に掲げる額を合計した額（その額が <u>449,820 円</u> を超えるときは、<u>449,820 円</u>） (1) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分に限る。）に応じ 151 の項に定める額 (2) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分を除く。）に応じアの(1)に定める額 (3) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、<u>10,710 円</u> 1 件につき <u>10,710 円</u>	イ 新たな土地の造成がある場合	<u>52,440 円</u> <u>サ</u> 当該変更後の工事に係る造成面積が 10 万平方メートルを超えるもの <u>70,120 円</u> (2) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、<u>10,790 円</u> 1 件につき次に掲げる額を合計した額（その額が <u>701,270 円</u> を超えるときは、<u>701,270 円</u>） (1) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分に限る。）に応じ 151 の項に定める額 (2) 当該変更後の工事に係る造成面積（新たな土地の造成に係る部分を除く。）に応じアの(1)に定める額 (3) 造成に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、<u>10,790 円</u> 1 件につき <u>10,790 円</u>	
(2) その他の場合 <u>(新設)</u>		(2) その他の場合 <u>152 の 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査</u> <u>(1) 土石の堆積に関する工事の設計に変更がある場合</u> <u>ア 土石の堆積を行う新たな土地の増加がない場合</u>	土石堆積工事 変更許可申請 手数料 <u>1 件につき次に掲げる額を合計した額</u> <u>(1) 次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>ア 当該変更後の工事に係</u>	

					<u>る堆積面積が 500 平方メートル以内のもの 1,200 円</u> <u>イ 当該変更後の工事に係る堆積面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 1,500 円</u> <u>ウ 当該変更後の工事に係る堆積面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 1,800 円</u> <u>エ 当該変更後の工事に係る堆積面積が 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの 2,230 円</u> <u>オ 当該変更後の工事に係る堆積面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 3,010 円</u> <u>カ 当該変更後の工事に係る堆積面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 3,520 円</u> <u>キ 当該変更後の工事に係る堆積面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの 4,210 円</u> <u>ク 当該変更後の工事に係る堆積面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの 5,590 円</u>	
--	--	--	--	--	--	--

					<u>ケ 当該変更後の工事に係る堆積面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 7,570円</u> <u>コ 当該変更後の工事に係る堆積面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 11,270円</u> <u>サ 当該変更後の工事に係る堆積面積が10万平方メートルを超えるもの 14,020円</u> <u>(2) 土石の堆積に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,030円</u>	
			<u>イ 土石の堆積を行う新たな土地の増加がある場合</u>		<u>1件につき次に掲げる額を合計した額（その額が140,260円を超えるときは、140,260円）</u> <u>(1) 当該変更後の工事に係る堆積面積（土石の堆積を行う新たな土地の増加に係る部分に限る。）に応じ151の2の項に定める額</u> <u>(2) 当該変更後の工事に係る堆積面積（土石の堆積を行う新たな土地の増加に係る部分を除く。）に応じアの(1)に定める額</u> <u>(3) 土石の堆積に関する工事の設計の変更以外の変更があるときは、10,030円</u>	
			<u>(2) その他の場合</u>		<u>1件につき 10,030円</u>	
<u>(新設)</u>			<u>152の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛</u>	<u>宅地造成・特定盛土等工事</u>	<u>1件につき次の区分に応じそれぞれに定める額</u> <u>(1) 当該申請に係る造成面積（都市計画法第29条第1項</u>	

			<u>土等に関する工事（同法第15条第1項の規定により同法第12条第1項の許可があったものとみなされた工事を除く。）又は同法第37条第1項の規定による特定盛土等に関する工事（同法第34条第1項の規定により同法第30条第1項の許可があったものとみなされた工事を除く。）の中間検査申請に対する検査</u>	<u>中間検査申請手数料</u>	<u>又は第2項の規定による許可を受けた開発行為に関する工事に係る中間検査にあつては、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、当該工区）内の造成面積。以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの 3,540円</u> <u>(2) 当該申請に係る造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 4,430円</u> <u>(3) 当該申請に係る造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 5,310円</u> <u>(4) 当該申請に係る造成面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 6,200円</u> <u>(5) 当該申請に係る造成面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 8,420円</u> <u>(6) 当該申請に係る造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 9,740円</u> <u>(7) 当該申請に係る造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 12,850円</u> <u>(8) 当該申請に係る造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 14,620円</u> <u>(9) 当該申請に係る造成面積</u>	
--	--	--	---	-------------------------	--	--

[illegible]

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則（令和5年京都府規則第24号）附則第3項の規定により

なおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の京都府手数料徴収条例施行規則 新旧対照表（第5条関係）

現行			改正後（案）			備考
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			4/1～4/30 分の手数料 （全庁見直し改正分） 手数料条例【読替後 4/1～4/30】
事務	手数料の名称	手数料の額	事務	手数料の名称	手数料の額	
151 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料		151 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可の申請に対する審査	宅地造成工事許可申請手数料		45 宅地造成等 規制法の一部 を改正する法 律(令和4年法 律第55号)附則 第2条第2項 の規定により なお従前の例 によることと される同法に よる改正前の 宅地造成等規 制法（昭和36 年法律第191 号）に基づく 許可の申請に 対する審査の 事務で規則で 定めるもの
(1) 盛土又は切土をする土地の面積(以下この項及び152の項において「造成面積」という。)が500平方メートル以内の場合		1件につき <u>12,240円</u>	(1) 盛土又は切土をする土地の面積(以下この項及び152の項において「造成面積」という。)が500平方メートル以内の場合		1件につき <u>12,850円</u>	
(2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合		1件につき <u>21,420円</u>	(2) 造成面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合		1件につき <u>22,490円</u>	
(3) 造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合		1件につき <u>31,620円</u>	(3) 造成面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合		1件につき <u>33,200円</u>	
(4) 造成面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合		1件につき <u>47,940円</u>	(4) 造成面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合		1件につき <u>50,330円</u>	
(5) 造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合		1件につき <u>68,340円</u>	(5) 造成面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合		1件につき <u>71,750円</u>	
(6) 造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内の場合		1件につき <u>112,200円</u>	(6) 造成面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内の場合		1件につき <u>117,810円</u>	
(7) 造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内の場合		1件につき <u>173,400円</u>	(7) 造成面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内の場合		1件につき <u>182,070円</u>	

ル以内の場合 (8) 造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内の場合 (9) 造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内の場合 (10) 造成面積が10万平方メートルを超える場合		1件につき <u>255,000円</u> 1件につき <u>346,800円</u> 1件につき <u>428,400円</u>	ル以内の場合 (8) 造成面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内の場合 (9) 造成面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内の場合 (10) 造成面積が10万平方メートルを超える場合		1件につき <u>267,750円</u> 1件につき <u>364,140円</u> 1件につき <u>449,820円</u>	
152 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査	宅地造成工事変更許可申請手数料	1件につき次に掲げる額を合算した額（その額が<u>428,400円</u>を超えるときは、<u>428,400円</u>） (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、造成面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成面積、造成面積の減少を伴う場合にあっては減少後の造成面積）に応じ151の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額の10分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。） (2) 新たな土地の増加に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに増加される造成面積に応じ151の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額 (3) その他の変更については、<u>10,200円</u>	152 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査	宅地造成工事変更許可申請手数料	1件につき次に掲げる額を合算した額（その額が<u>449,820円</u>を超えるときは、<u>449,820円</u>） (1) 宅地造成に関する工事の設計の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、造成面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の造成面積、造成面積の減少を伴う場合にあっては減少後の造成面積）に応じ151の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額の10分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。） (2) 新たな土地の増加に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに増加される造成面積に応じ151の項の左欄の区分に従い、それぞれに定める額 (3) その他の変更については、<u>10,710円</u>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条、第 3 条及び第 5 条の規定による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正前の都市計画法施行細則別記第 9 号様式による用紙は、当分の間、同条の規定による改正後の都市計画法施行細則別記第 9 号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

